

登米市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月

登 米 市

はじめに

本市では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、少子高齢化や人口減少の進展により公共施設等の利用需要が変化してくることを踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このような情勢の下、平成 24 年度に本市が所有する公共施設（建物）の効率的かつ効果的な配置、運営等について中長期的視点に立った方向性を定めるため「登米市公共施設適正配置計画策定委員会」を設置しました。平成 25 年度に、本市の公共施設（建物）の利用状況や管理運営経費などを取りまとめ、今後の公共施設の在り方を検討する際の基礎資料とするため「登米市公共施設白書」を作成・公表するとともに、平成 26 年度には「登米市公共施設適正配置計画（案）」を策定しました。

また、国においても平成 25 年度に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成 26 年 4 月には、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するためのインフラを含むすべての公共施設を対象に「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう全国の地方公共団体に要請しました。

このことから、「登米市公共施設適正配置計画（案）」を引き継ぎ、本市が所有する全ての公共施設等の長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減と予算の平準化を図り、公共施設の最適な配置とインフラ施設を含めた安全・安心な施設、設備の管理を行うための施設整備指針として「登米市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

本計画は、公共施設等の単なる整理・合理化計画ではなく、本市のコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を促進し、市民一人一人の生活をしっかりと支え、将来にわたり住み続けたい、住んでみたいまち「登米市」の未来を創る公共施設等の再生・創生を目指す基本計画と位置付け、公共施設等の最適な配置・管理に努めてまいります。

目 次

登米市の概要	4
第1章 策定の背景と目的	5
1 背景と目的	5
2 位置付け	6
3 対象範囲	6
第2章 本市の現状	7
1 人口推移	7
2 財政状況	8
3 財政状況に関する見通し	11
第3章 公共施設等の現状と課題	12
1 対象施設	12
2 建物公共施設の現状と課題	13
3 土木公共施設の現状と課題	17
4 企業会計施設の現状と課題	21
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	28
1 計画期間	28
2 全庁的な取組体制の構築と情報管理・共有方策	28
3 現状や課題に関する基本認識	28
4 公共施設等の管理に関する基本的な方針	30
5 全体目標	33
6 フォローアップの実施方針	34
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	35
1 施設類型別基本方針	35

登米市の概要

登米市は宮城県の北東部に位置し、東は気仙沼市及び本吉郡、西に栗原市及び大崎市、南は石巻市及び遠田郡、北は岩手県に接しており、市域面積は536.12km²で、県全体の7.36%を占めています。

西部には丘陵地帯、北上川左岸の東部は山間地帯となり、その間を広大平坦で肥よくな登米耕土が広がり、県内有数の穀倉地帯となっており、環境保全米発祥の地として宮城米「ひとめぼれ」などの主産地となっています。また、全国でも有数の肉用牛生産地として有名な地域です。

河川は、地域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、「長沼」が位置し、南部には「平筒沼」を有するなど水辺空間が広がり、豊かな自然に恵まれた田園都市らしさを醸し出しています。



■面積

536.12km² (県内 5位)

※平成27年3月国土地理院公表「全国都道府県市町村別面積」による。以前は536.38km²

■人口

82,187人 (H28.3月末現在)

資料：住民基本台帳

■世帯数

26,876世帯 (H28.3月末現在)

資料：住民基本台帳

第1章 策定の背景と目的

1 背景と目的

本市は、平成17年4月に九つの町が合併しており、各町が整備した多くの公共施設等を引き継いでいます。

これらの施設は、合併前の各町において、拡大する行政需要や健康、福祉、文化、スポーツの振興等を目的とした特色あるまちづくり、市民ニーズに応じたサービスを提供するため整備された施設であり、設置目的やサービス内容が類似する施設が多く存在しています。

また、これらの施設は、人口の増加や市民ニーズなどに応じて「教育施設」「市営住宅」などの『公共建築物』、「道路」「上下水道」などの『インフラ施設』が各町において整備されたものであり、人口が増加する中で新しい施設をどのように整備していくかに重点が置かれ整備されてきた経緯があります。

しかし、それらの施設の多くは、昭和40年代後半から平成初期を中心に建設された施設であり、今後多くの施設が更新時期を迎えることから、多額の修繕費や建替・更新費用に対する財源の確保が必要となります。

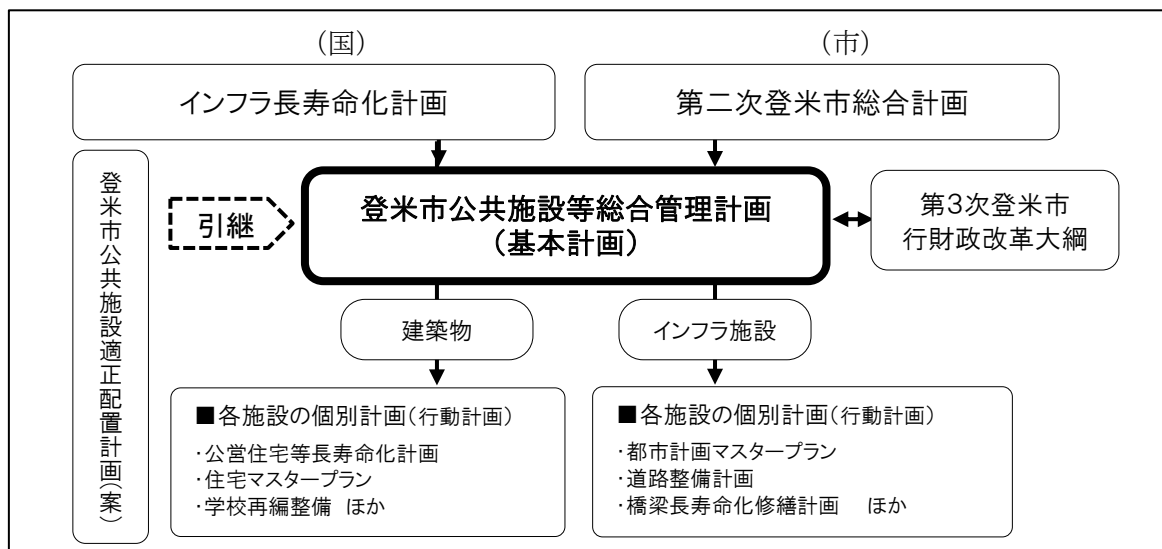
一方で厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展と人口減少に対応していくためには、既存施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を目指し、将来にわたり持続可能な住みよいまちづくりを実現するため「登米市公共施設等総合管理計画」を策定します。

2 位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「登米市総合計画」を基本に、「インフラ長寿命計画(国)」 「登米市行財政改革大綱」を踏まえて策定し、本計画を公共施設等の管理に関する基本計画に位置付け、行動計画として個別計画を策定します。各施設の個別計画間での整合性を図りながら各施策や事業目的に沿った公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、総合的な公共施設等のマネジメントを推進します。(図 1-1)

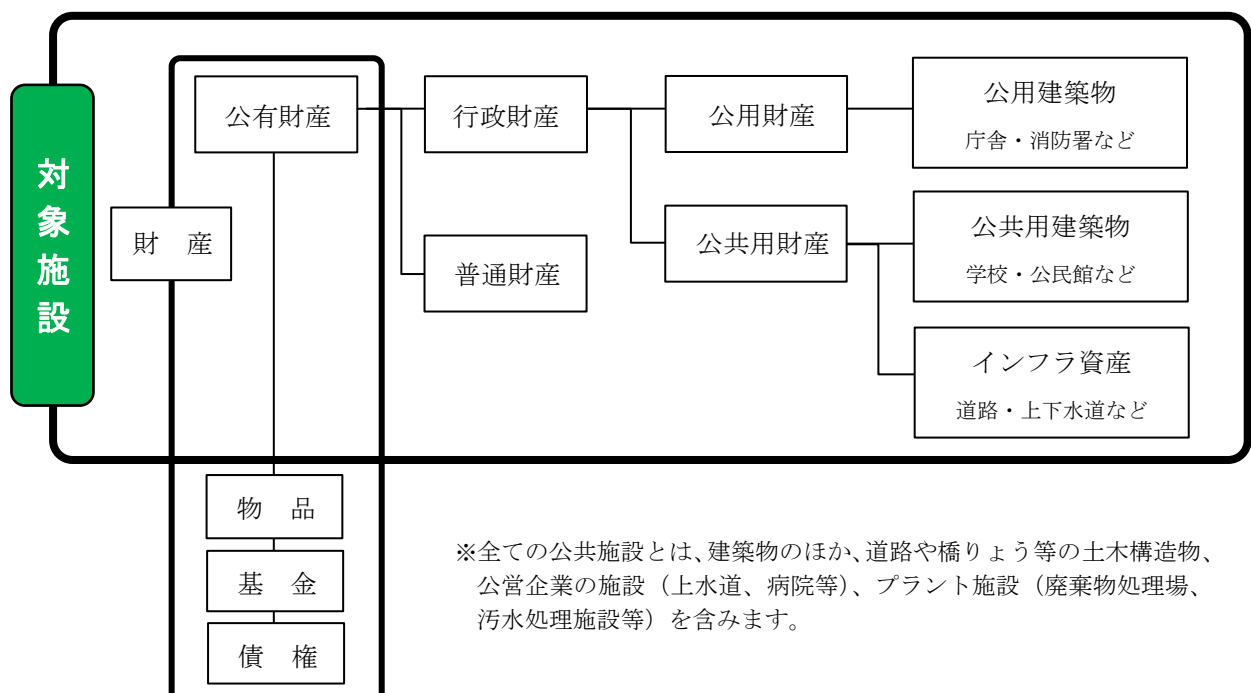
図 1-1 計画の位置付け



3 対象範囲

本市の所有する財産のうち、全ての公共施設※を対象とします。(図 1-2)

図 1-2 計画の対象範囲



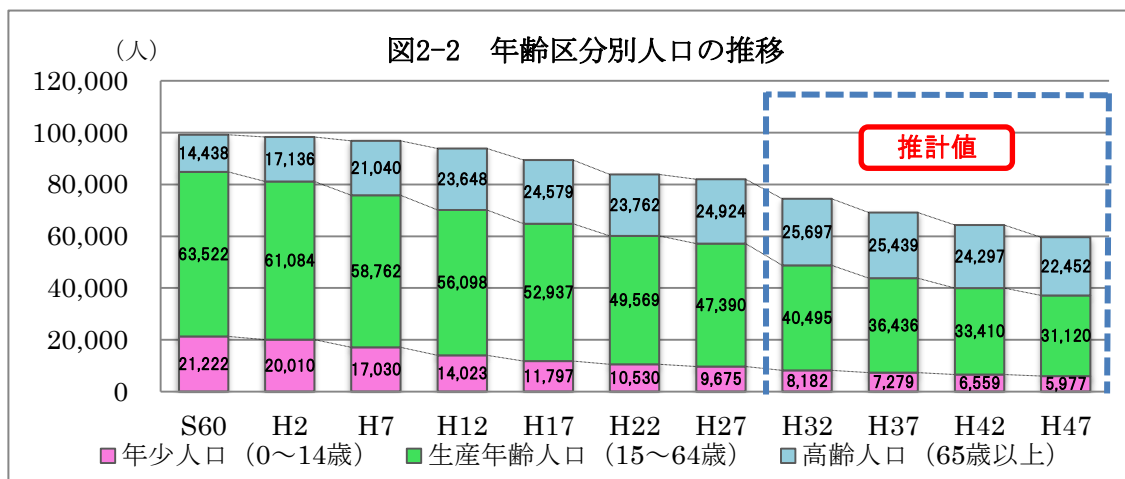
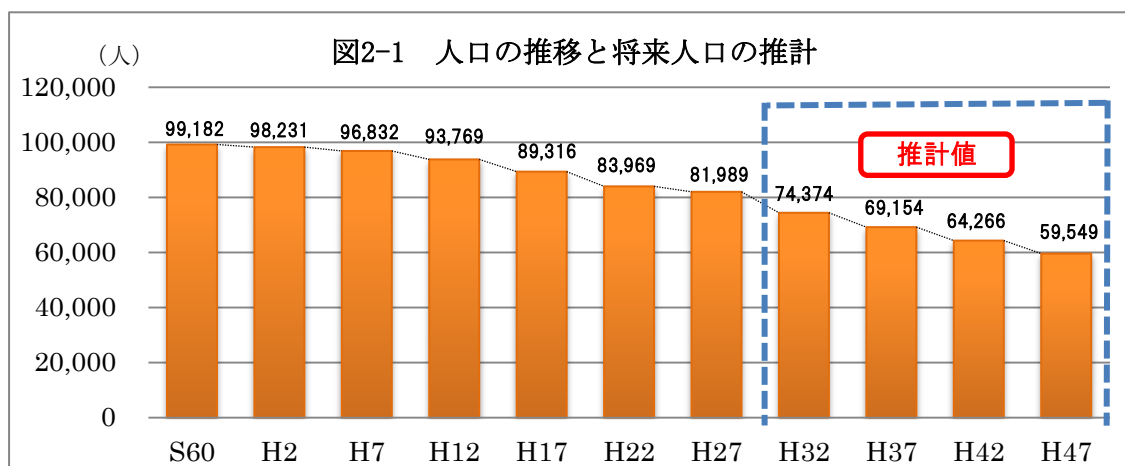
第2章 本市の現状

1 人口推移

本市の総人口は、昭和60年をピークに減少し続けており、合併して登米市となった平成17年の国勢調査では89,316人、平成27年の国勢調査速報値では81,989人と10年間で8.2%減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している地域別将来人口推計によると、平成27年以降も人口減少が更に進み、平成47年には6万人を割り込むと予測されています。(図2-1)

また、年齢区分別の人口構成を見ますと、年少人口0歳～14歳、生産年齢人口15歳～64歳がともに減少しているのに対し、高齢人口65歳以上人口は平成32年まで増加傾向にあり、少子高齢化が一層進むことが推測されます。(図2-2)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（平成25年3月推計）」

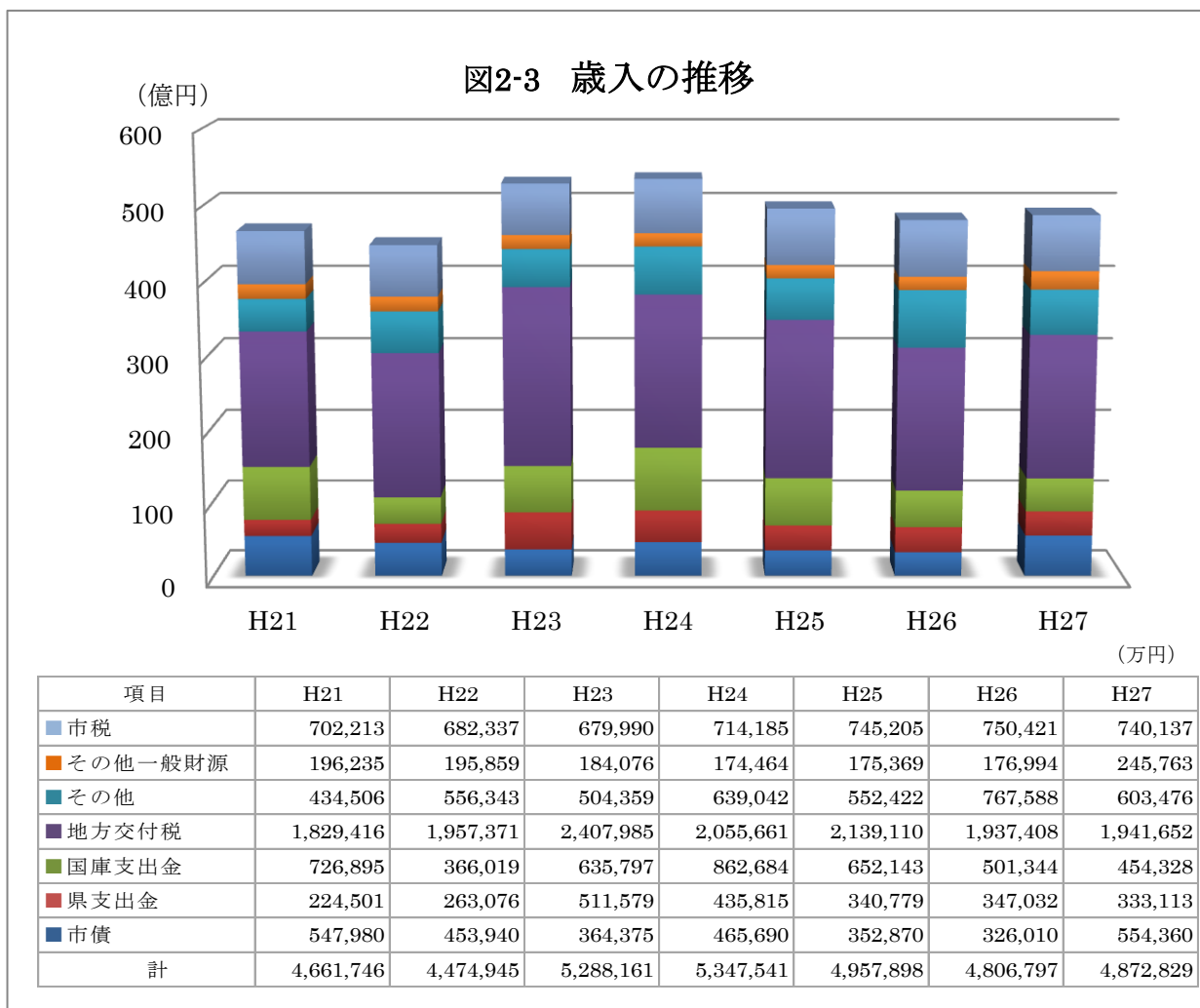
- 注1 S60～H27年は国勢調査による数値、H32～H47年は推計値を記載しています。
- 注2 年齢区分別人口において、H2には1人、H17には3人、H22には108人の年齢不詳者がいるため各年の総人口の公表数値と一致しません。
- 注3 年齢区分別人口のH27数値は、住民基本台帳（9月30日現在）の各年代の割合を国勢調査速報値に乗じて算出しています。

2 財政状況

(1) 歳入

平成 21 年度以降の普通会計における歳入の推移を見ると、東日本大震災発災前の平成 22 年度に比べ、平成 23 年度では地方交付税に、復旧・復興事業に対する震災復興特別交付税が創設されたことなどにより 18.2%の増、平成 24 年度では 19.5%の増となりました。平成 25 年度以降は、復旧・復興事業の完了とともに減少に転じましたが、それでも平成 22 年度と比較すると高止まりしている状況にあります。

また、各年度の歳入総額のうち、市税や基金からの繰入金、使用料及び手数料などの市が独自に収入することができる自主財源の比率は 26%前後で推移し、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が 74%前後を占めていることから、国の動向に左右される歳入構造となっています。(図 2-3)



資料：地方財政状況調査

(2) 歳出

平成 21 年度以降の普通会計における歳出の推移を性質別に見ると、東日本大震災発災前の平成 22 年度に比べ、平成 27 年度では人件費で 17 億 398 万円、公債費で 8 億 86 万円の減となる一方、物件費で 18 億 1,325 万円、扶助費※1 で 12 億 1,477 万円の増となっています。

物件費では、平成 23 年度と平成 24 年度に急増しておりますが、震災関連事業の増によるもので、平成 25 年度以降は減少傾向にあります。扶助費については、少子高齢化の影響により増加傾向にあり、維持補修費についても施設の老朽化の進行に伴い増加傾向にあります。

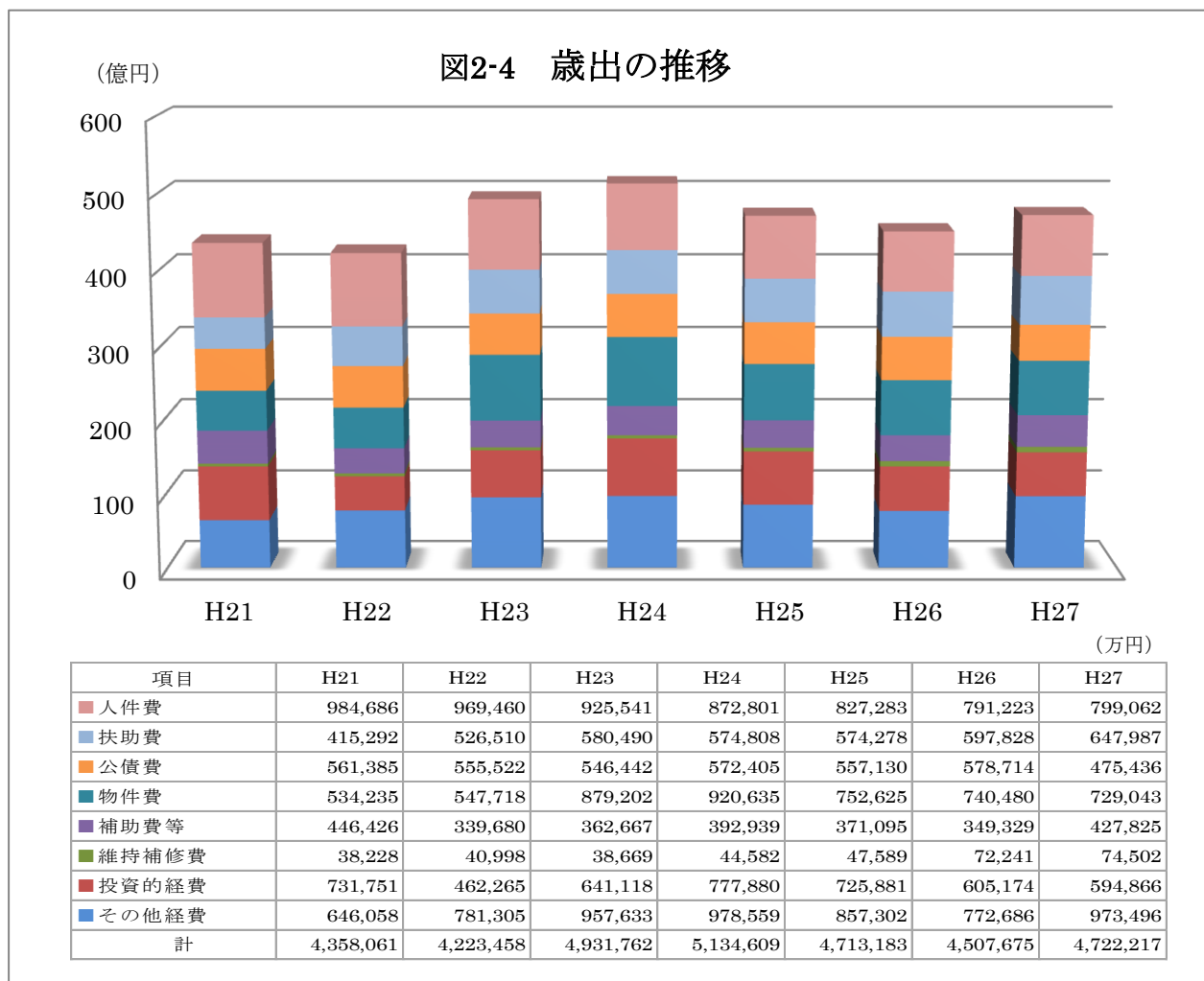
また、投資的経費※2 では、震災による災害復旧事業などの増により、平成 24 年度に 77 億 7,880 万円に達し、以降は減少傾向となっています。(図 2-4)

※1 扶助費とは

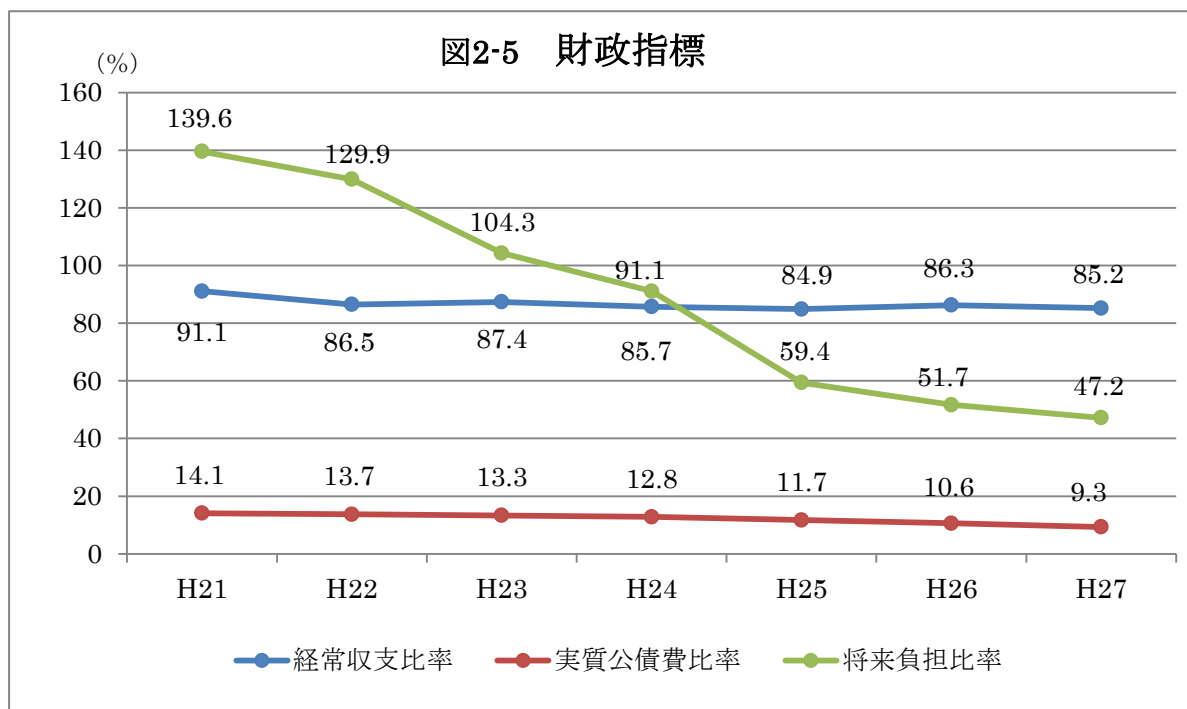
社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法又は老人福祉法など国の法律に基づいて実施する給付や、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において各種扶助に係る経費です。

※2 投資的経費とは

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費災害復旧事業費等から構成されます。



資料：地方財政状況調査



資料：地方財政状況調査等

- ◆**経常収支比率**とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。この比率が高いほど財政が硬直化しているといえます。

- ◆**実質公債費比率**とは、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模※に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が低いほど財政状況が健全であるといえます。

- ◆**将来負担比率**とは、地方公社や損失補填を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する比率のことであり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。この比率が低いほど財政状況が健全であるといえます。

※標準財政規模とは：地方公共団体の標準的な状態で、通常収入される経常的一般財源の規模を示します。

3 財政状況に関する見通し

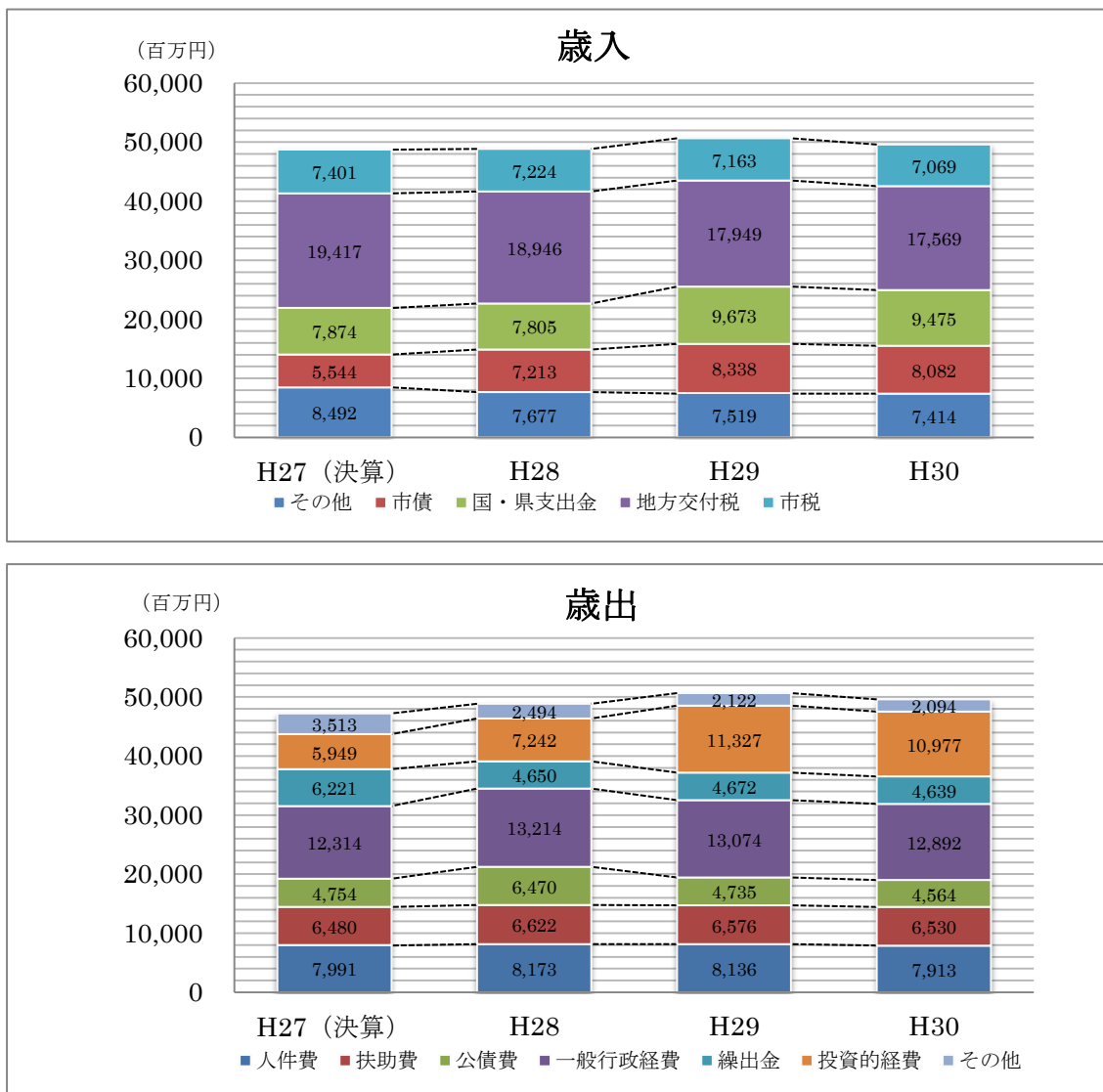
歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う市税などの減少が見込まれます。

また、普通会計の歳入のおよそ4割を占めている地方交付税のうち普通交付税については、合併以来、合併支援としての特例措置を受けていましたが、この特例措置が平成27年度で終了し、平成28年度からは5年間にわたり段階的に削減され、平成33年度の普通交付税は平成27年度と比較して約15億円の減額となる見込みであり、歳入の増額は期待できない見通しにあります。

一方、歳出面では、市職員の定員管理の徹底により、人件費の減少を見込むものの、少子高齢化の影響による扶助費の増に加え、新クリーンセンター整備事業などの大型事業が予定されることから、投資的経費の増加と将来の公債費負担の増加が見込まれます。

さらに、公共施設等の老朽化の進行による維持補修費の増加や、施設の改修・更新に係る投資的経費の増加も今後見込まれることから、本市の財政状況は、今後より一層厳しいものとなっていくと考えられます。

図2-6 財政見通し



資料：H27は決算額、H28以降は企画部財政課作成の財政見通しより

第3章 公共施設等の現状と課題

1 対象施設

市が保有するすべての公共施設を対象とし、建物公共施設、土木公共施設、企業会計施設の3つに分類整理します。さらに、建物公共施設は、機能別に市民文化施設、社会教育施設、学校教育施設、行政施設、公営住宅などの12に分類し、土木公共施設は、道路（橋りょう・トンネル含む）、河川、水路、ため池の4つに分類し、企業会計施設は、上水道、下水道、病院施設の3つに分類し整理します。（表3-1）

表3-1 保有施設分類

大分類	中分類	小分類	主な施設
1 建物公共施設	1 市民文化施設	1 集会施設	公民館、ふれあいセンター、集会施設
		2 文化施設	祝祭劇場、伝統芸能伝承館
	2 社会教育施設	3 博物館等	歴史博物館、教育資料館、水沢県庁記念館、警察資料館、サクチャーセンター、生涯学習センター等
		4 図書館	図書館
	3 スポーツ・レクリエーション施設	5 スポーツ施設	市民プール、体育館、武道場、運動場
		6 レクリエーション施設 観光施設	観光物産センター、道の駅、物産館、キャンプ場
	4 産業施設	7 産業施設	農産物加工施設、有機センター等
	5 学校教育施設	8 学校	小学校、中学校
		9 その他教育施設	学寮、学校給食センター、けやき教室
	6 子育て支援施設	10 幼稚園・保育所	幼稚園、保育所
		11 幼児・児童施設	児童館、児童活動センター
	7 保健・福祉施設	12 高齢福祉施設	デイサービスセンター、老人福祉センター
13 障害福祉施設		障害者地域活動センター、福祉作業所	
14 児童福祉施設		こじか園	
15 保健施設		保健センター、保健福祉会館	
8 行政施設	16 庁舎	本庁舎、総合支所	
	17 消防施設	消防防災センター、消防署、出張所、ポンプ置場	
	18 その他行政施設	水防センター、水防倉庫	
9 公営住宅	19 公営住宅	市営住宅、定住促進住宅、災害公営住宅	
10 公園	20 公園	公園管理棟、公園便所等	
11 供給処理施設	21 供給処理施設	クリーンセンター、衛生センター	
12 その他	22 その他	斎場、旧学校施設、貸付建物、揚排水機場等	
2 土木公共施設	13 道路	23 道路	1級、2級、その他市道
		24 農道	
		25 林道	1級、2級、3級
		26 橋りょう	
		27 トンネル	
	14 河川	28 河川	河川
15 水路	29 水路	水路	
16 ため池	30 ため池	ため池	
3 企業会計施設	17 上水道施設	31 上水道施設	浄水施設、取水配水施設
	18 下水道施設	32 下水道施設	中継ポンプ場、汚水処理施設
	19 病院施設	33 病院施設	病院施設、医師住宅

2 建物公共施設の現状と課題

(1) 施設別保有状況

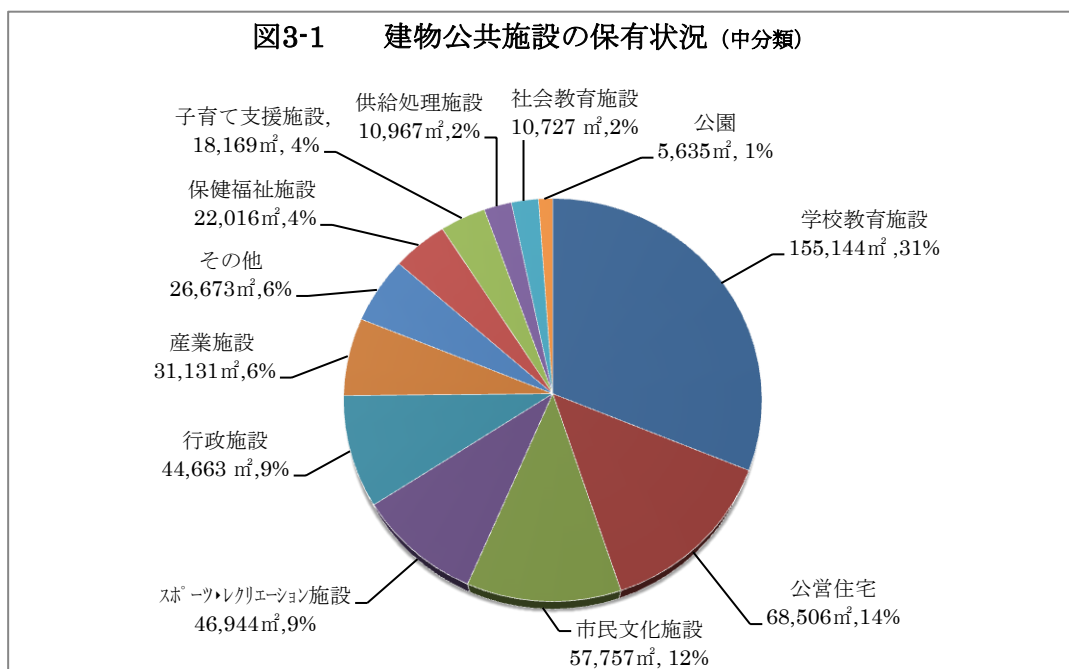
平成 27 年 3 月 31 日時点で、本市が保有する建物公共施設は 743 施設あり、総延床面積は 498,332 m²となっています。(表 3-2)

延床面積で見ると、学校教育施設が全体面積の 31%を占めており、さらに公営住宅を合わせると全体の 45%を占めています。(図 3-1)

表3-2 建物公共施設の分類別保有状況

中分類	小分類	施設数	棟数	面積
市民文化施設	集会施設	92	131棟	52,418m ²
	文化施設	2	9棟	5,339m ²
社会教育施設	博物館等	16	29棟	10,392m ²
	図書館	1	2棟	335m ²
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	32	63棟	39,232m ²
	レクリエーション施設			
	観光施設	22	39棟	7,712m ²
産業施設	産業施設	38	56棟	35,124m ²
学校教育施設	学校	32	188棟	149,697m ²
	その他教育施設	7	14棟	5,447m ²
子育て支援施設	幼稚園・保育所	22	46棟	15,713m ²
	幼児・児童施設	7	8棟	2,456m ²
保健・福祉施設	高齢福祉施設	19	31棟	14,756m ²
	障害福祉施設	6	7棟	1,241m ²
	児童福祉施設	1	2棟	849m ²
	保健施設	7	9棟	5,170m ²
行政施設	庁舎	10	30棟	31,661m ²
	消防施設	206	212棟	11,584m ²
	その他行政施設	13	13棟	1,418m ²
公営住宅	公営住宅	74	440棟	68,506m ²
公園	公園	66	108棟	5,635m ²
供給処理施設	供給処理施設	3	9棟	10,967m ²
その他	その他	67	103棟	22,680m ²
総計		743	1,549棟	498,332m ²

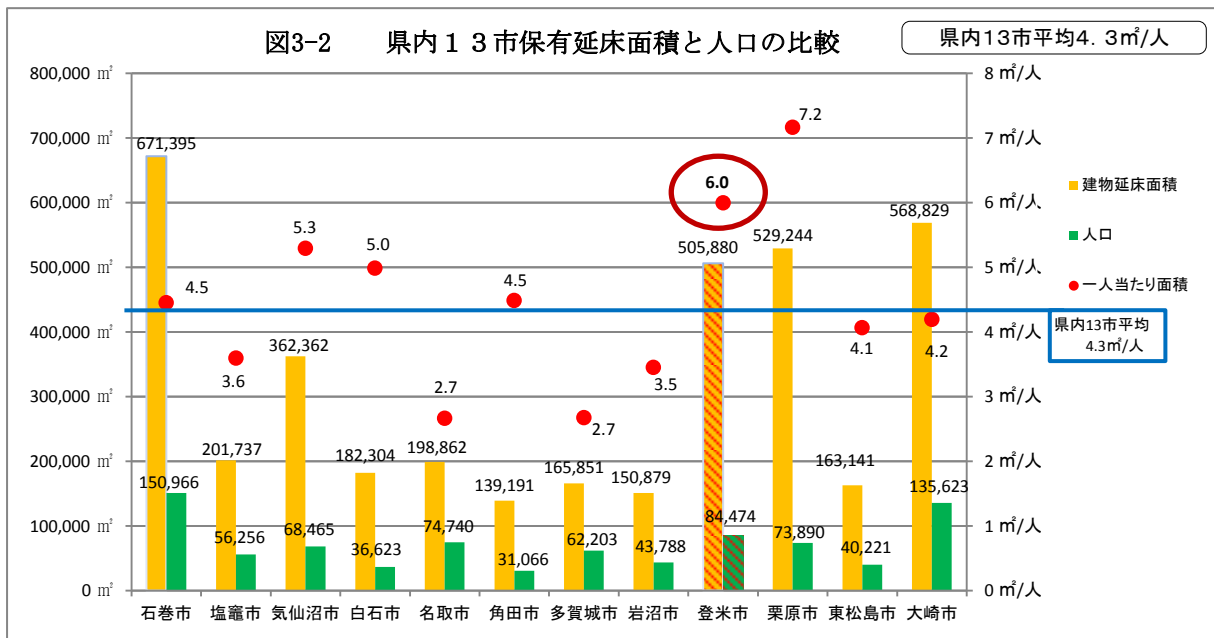
資料：公有財産台帳システム



【人口一人当たりの延床面積比較】

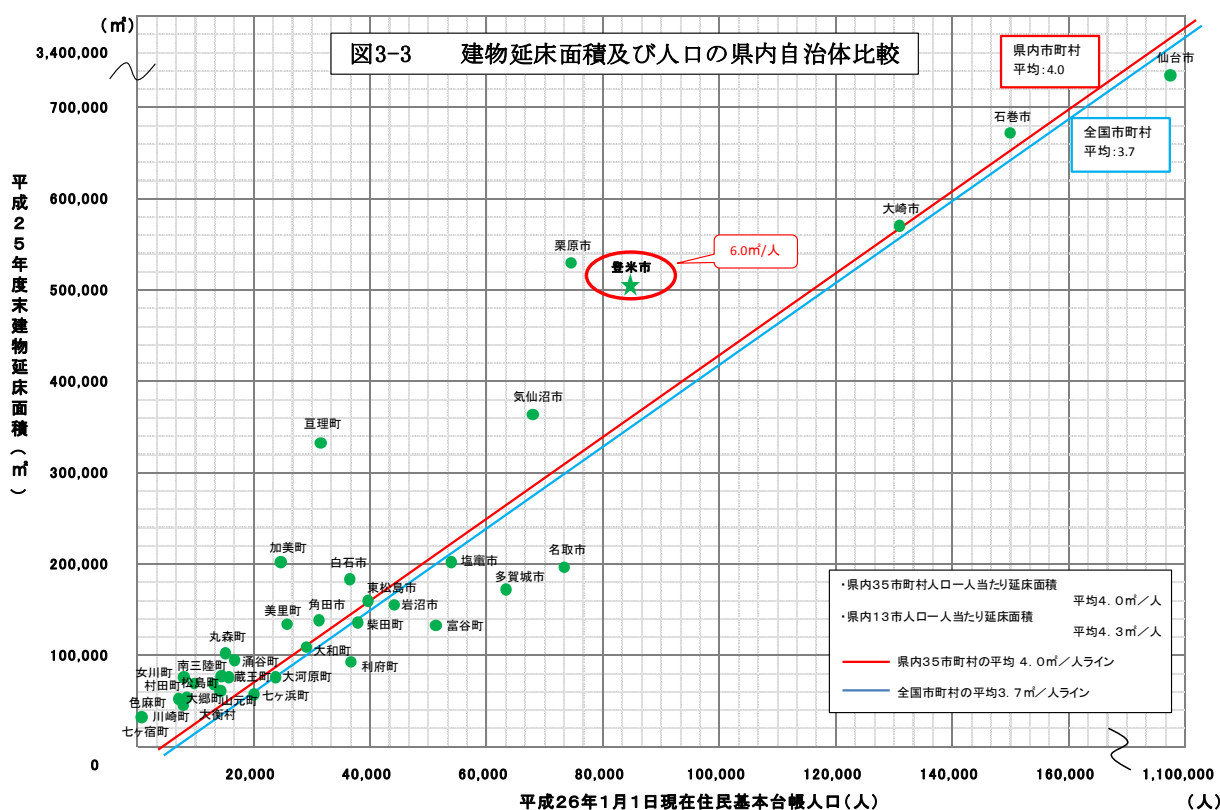
宮城県内13市の平成25年度末における人口一人当たりの延床面積の比較では、県内平均4.3㎡/人に対して、本市は6.0㎡/人と1.4倍となり、県内平均よりも高い値となっています。

(図3-2)



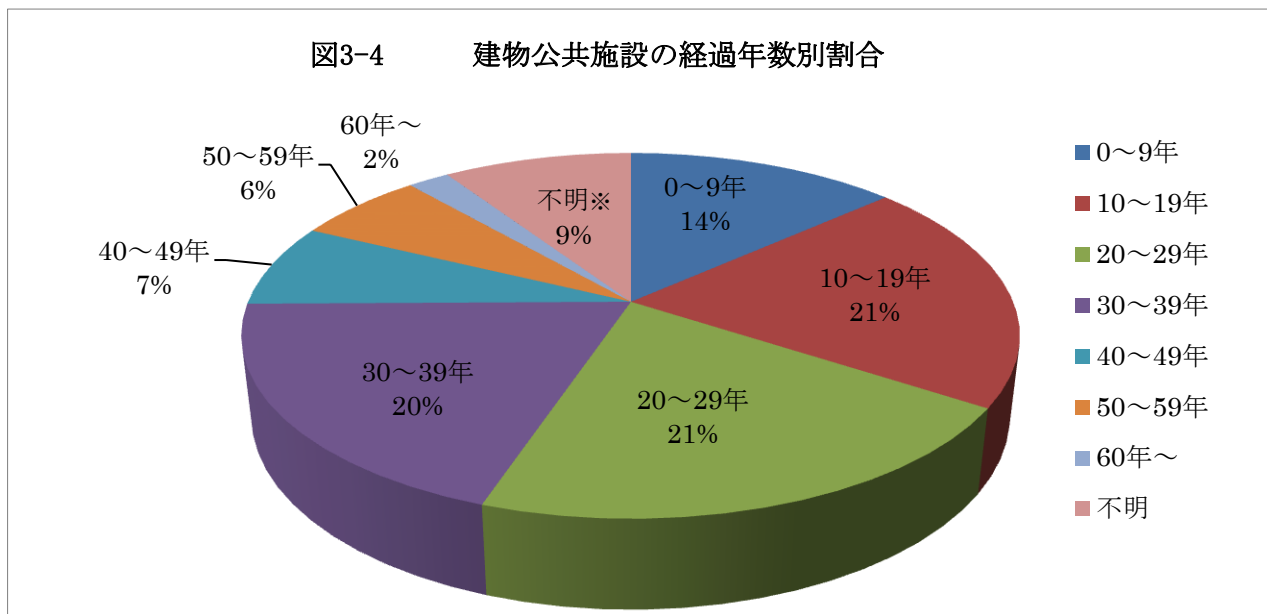
※人口：平成26年1月1日住民基本台帳、延床面積：公共施設状況調査（H25年度）
 ※仙台市は、他市とプロット場所が大きく外れてしまうため、平均値には含まれますがグラフからは除いています。
 (仙台市のデータ：延床面積3,304,973㎡、人口1,049,578人、一人当たり延床面積3.2㎡/人)

また、県内35市町村の平成25年度末における人口一人当たりの延床面積の比較では、県内市町村の平均が4.0㎡/人となっています。(図3-3)

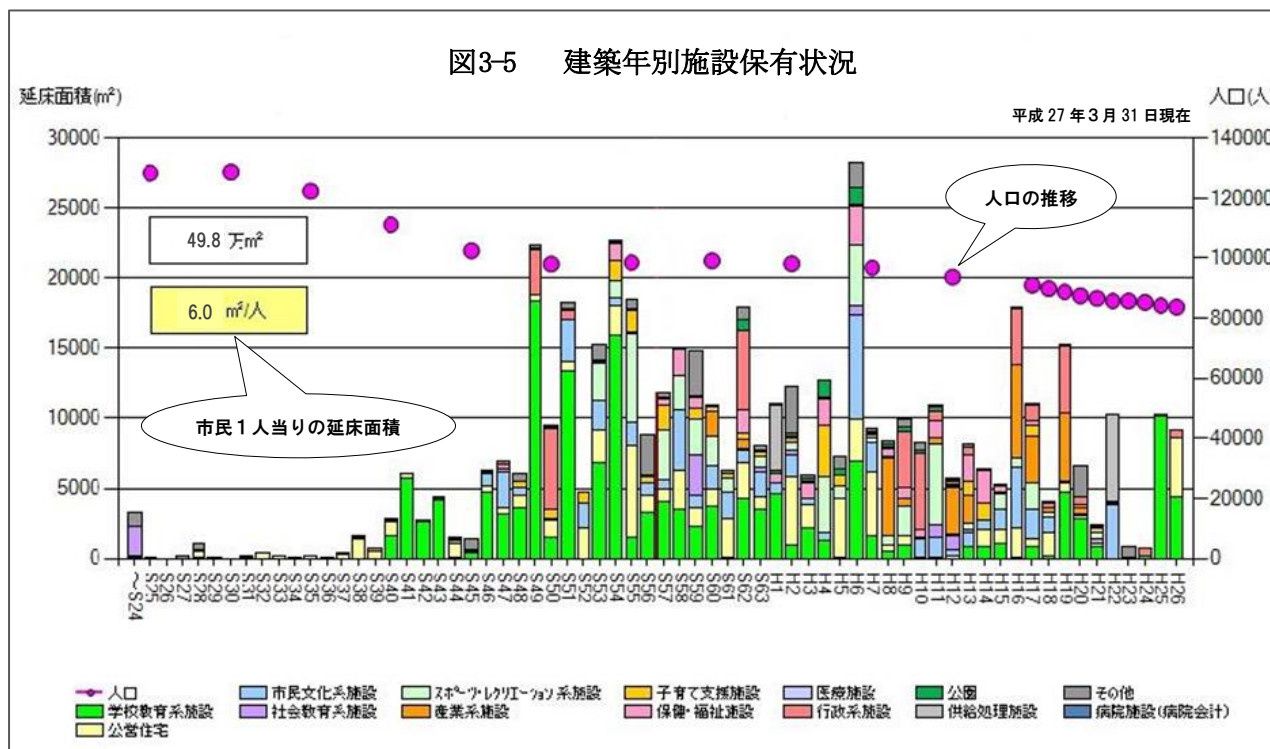


(2) 築年別整備状況

建物公共施設の建築年別の面積をみると、学校教育施設と公営住宅の建設に合わせて整備面積が大きくなっていることが分かります。一般的に築30年を超える施設は大規模改修が必要とされており、施設の老朽化が懸念されますが、築30年を超える施設は全体の35%を占めています。(図3-4、図3-5)



※建築年度が不明の建物



資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」

(3) 課題

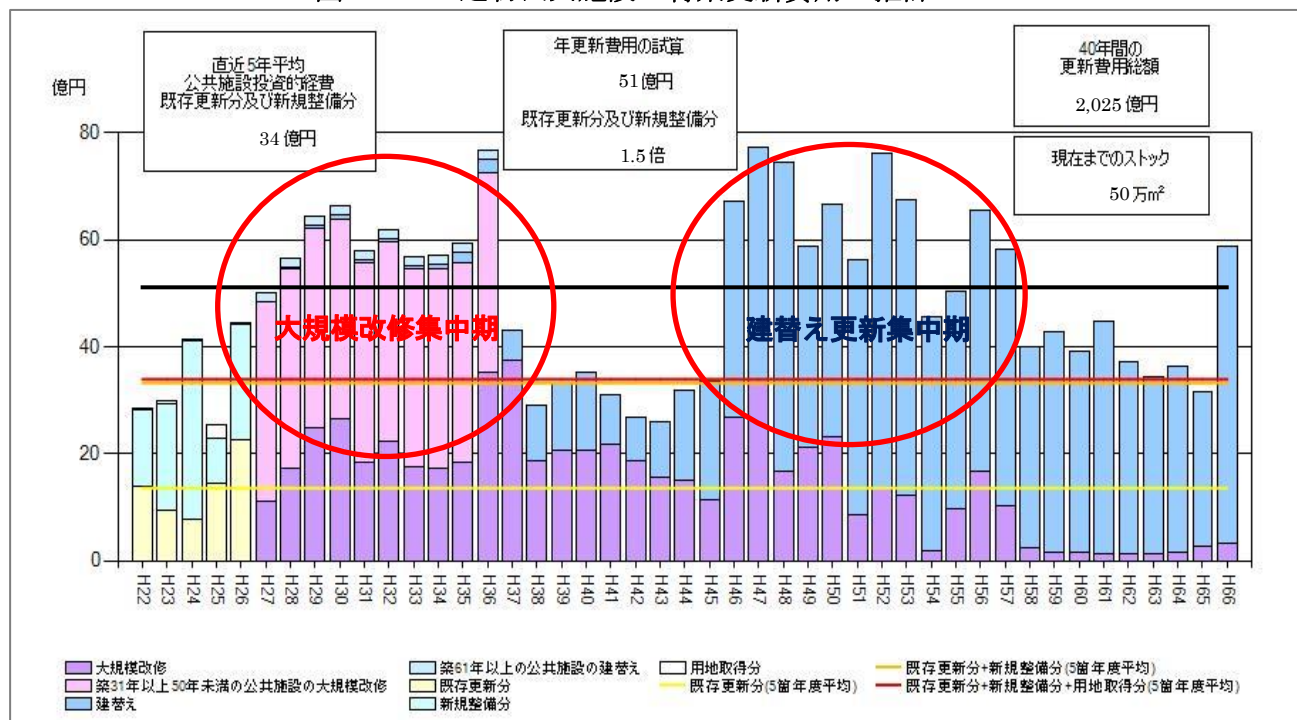
本市は合併により、多くの建物公共施設を引き継いでおり、経過年数等から今後急速に老朽化が進むものと想定されます。今後、これらの施設の建替え更新費用や大規模改修費用が増大していくものと見込まれ、特に、建物公共施設全体の約6割を占める学校教育施設、公営住宅、市民文化施設について、厳しい財政状況の制約の中でいかにして最適な配置と効率的な管理に努めるかが課題となります。

総務省が推奨する公共施設等更新費用試算ソフトの試算条件のもと、今後40年間に要する建替え更新費用と大規模改修費用を試算すると、総額で約2,025億円（年平均で約51億円）となります。

一方で、直近5年間に支出した建物公共施設の投資的経費は年平均で約34億円であり、現投資額の1.5倍の費用が必要となります。（図3-6）

【試算結果】 40年間整備額 2,025億円 1年当たり整備額 51億円

図3-6 建物公共施設の将来更新費用の推計



< 試算条件 >

- ・現在保有する建物公共施設を更新年数経過後に、現在と同じ延床面積で建替える。
- ・建替え更新周期は60年、大規模改修は30年。

更新(建替え)及び大規模改修単価	更新(建替え)	大規模改修
市民文化、社会教育、行政施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション、保健・福祉施設等	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

3 土木公共施設の現状と課題

(1) 施設別保有状況

1 道路

区分	種別	路線数	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
道路	1級 (幹線) 市道	103	253,001	1,935,695
	2級 (幹線) 市道	113	184,237	1,212,227
	その他市道	4,904	2,297,019	10,568,840
	合計	5,120	2,734,257	13,716,762

資料：国土交通省 道路施設現況調査、建設部土木管理課 道路台帳システム

2 農道

区分	種別	路線数	実延長 (m)	農道面積 (㎡)
農道	農道	164	62,026	297,323
	合計	164	62,026	297,323

資料：産業経済部農村整備課 農道台帳

3 林道

区分	種別	路線数	実延長 (m)
林道	1級	2	6,273
	2級	49	82,677
	3級	28	32,759
	合計	79	121,709

資料：産業経済部産業政策課 林道台帳

4 橋りょう

区分	種別	箇所数	実延長 (m)	橋りょう面積 (㎡)
橋りょう	永久橋	1,331	9,878	53,189
	非永久橋	25	144	443
	合計	1,356	10,022	53,632

資料：国土交通省 道路施設現況調査、建設部土木管理課 道路台帳システム

5 トンネル

区分	種別	箇所	実延長 (m)	建築年
トンネル	トンネル	1	43	S28
	合計	1	43	

資料：国土交通省 道路施設現況調査、建設部土木管理課 道路台帳システム

6 河川

区分	種別	河川数	河川延長 (km)
河川	準用河川※1	3	4
	普通河川※2	187	304
	合計	190	308

資料：建設部土木管理課 河川管理資料

※1 準用河川とは：一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち市町村長が指定し管理する河川。

※2 普通河川とは：一級河川及び二級河川あるいは準用河川として指定した河川以外の小河川。

7 水路

区分	種別	路線数	延長 (km)
水路	用排水路	90	227
	合計	90	227

資料：産業経済部農村整備課 農業水利施設資料ほか
登米管内基幹水利ストックマネジメントより
(道路側溝等の排水施設は除く)

8 ため池

区分	種別	施設数
ため池	ため池	262
	合計	262

資料：公有財産台帳システム

(2) 課題

1 道路、農道、林道

本市において道路は市民生活に密着した重要なインフラ資産であり、道路の老朽化が交通の安全性に関わる可能性もあります。

道路は、1級市道、2級市道、その他市道の総延長が2,734,257m、面積13,716,762㎡、自転車歩行者道が延長201,508m、面積547,454㎡です。

【試算条件】

道路については、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難であることから、道路施設現況調査（国土交通省）により把握した道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定します。（公共施設等更新費用試算ソフト仕様書より抜粋）

【更新単価】

	区 分	更新年数	更新単価
道路	一般道路	15年	4,700円/㎡
	自転車歩行者道	15年	2,700円/㎡

本市の道路については、1級・2級市道の割合は16%、その他市道（生活道路）は84%となっています。試算条件では、道路部（歩道部除く）の舗装面積及び未舗装面積の更新時期を一律15年としていますが、それらは交通量の関係で大きく変わり、特に本市のその他の生活道路においては、更新時期が概ね25年から30年となっています。このことから、本市における道路の更新費用の試算については、道路舗装面積を把握していることから、道路舗装面積を更新年数（耐用年数）で割った面積を1年間の舗装部分の更新量とし、更新単価を乗じて更新費用を算出しています。

道路については、今後40年間の更新費用が1,120億円、年平均28億円を要するという試算結果になります。

新規整備分も含めた過去5年間の平均投資額が約15億円であり、いかにして計画的な維持管理と更新を行っていくかが課題となります。

【試算結果】 40年間整備額 1,120億円 1年当たり整備額 28億円

道路直近5カ年の投資的経費（万円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22年度(2010年)	119,033	39,455	17,212	175,700
平成23年度(2011年)	75,975	33,158	18,225	127,358
平成24年度(2012年)	68,004	41,582	17,402	126,988
平成25年度(2013年)	66,162	80,548	21,684	168,394
平成26年度(2014年)	68,832	68,832	24,132	161,796
平均	79,601	52,715	19,731	152,047

資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

2 橋りょう

本市において橋りょうは重要なインフラ資産であり、橋りょうの老朽化が市民生活の安全に関わる重大事故に繋がる可能性があります。

橋りょうは、総延長が 10,022m、面積 53,632 m²（内 永久橋 9,878m、53,189 m²、非永久橋 144m、443 m²）です。

橋りょうの更新費用の試算については、橋りょう総面積を更新年数（耐用年数）で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じて更新費用を算出しています。

更新年数と更新単価(試算条件)

区 分	更新年数	更新単価
橋りょう	60 年	448 千円/m ²

橋りょうについては、今後 40 年間の更新費用が 161 億円、年間 4 億円を要するという試算結果になります。

さらに、道路法の改正により 5 年に 1 度の定期点検が義務化され、より安全な維持管理が求められることから、今後、維持管理、更新費用が増大していくものと見込まれ、厳しい財政状況の中で、いかにして維持管理、更新費用を抑制していくかが課題となります。

【試算結果】 40 年間整備額 161 億円 1 年当たり整備額 4 億円

橋りょう直近5カ年の投資的経費（万円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度(2010 年)	927			927
平成 23 年度(2011 年)				0
平成 24 年度(2012 年)				0
平成 25 年度(2013 年)	911			911
平成 26 年度(2014 年)				0
平均	368			368

資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

4 企業会計施設の現状と課題

(1) 施設別保有状況

1 上水道施設

建築物

No.	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	分類
1	保呂羽浄水場	2,745	S52	上水道施設
2	石越浄水場	723	H16	
3	大萱沢浄水場	40	H10	
4	米川水系浄水場	74	H22	
5	錦織水系浄水場	62	S57	
6	米谷水系浄水場	75	H22	
7	楼台浄水場	39	S55	
8	合ノ木浄水場	20	H17	
9	大綱木浄水場	20	H17	
10	配水池及びポンプ場	427	不明	
11	その他倉庫等	26	不明	
合 計		4,251		

上水道管

	口 径	管延長 (m)	その他事項
	導水管		4,477
上 水 道	配水管 50 mm以下	671,198	《管種別内訳》 ダクタイル鋳鉄管 286,234m 鋳鉄管 4,285m 鋼管 6,963m 石綿セメント管 1,359m 硬質塩化ビニル管 417,336m ゴム輪型硬質塩化ビニル管 387,433m ポリエチレン管 320,297m ステンレス管 2,824m
	75 mm以下	222,560	
	100 mm以下	203,661	
	125 mm以下	5,414	
	150 mm以下	149,080	
	200 mm以下	78,655	
	250 mm以下	56,741	
	300 mm以下	8,402	
	350 mm以下	3,624	
	400 mm以下	6,160	
	450 mm以下	7,757	
	500 mm以下	3,469	
	600 mm以下	8,820	
	700 mm以下	340	
	800 mm以下	850	
	合 計		1,431,208

資料：水道事業所固定資産管理台帳及び水道事業成果説明書

2 下水道施設

建築物

No.	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	分類
1	佐沼環境浄化センター	3,760	H6	公共下水道
2	大関浄化センター	988	H21	
3	豊里浄化センター	1,233	H10	
4	津山浄化センター	504	H15	
5	迫中継ポンプ場	677	H12	
6	新田地区農業集落排水処理施設	437	H8	農業集落排水
7	茂栗地区農業集落排水処理施設	192	H15	
8	米川地区農業集落排水処理施設	276	H25	
9	石森地区農業集落排水処理施設	96	H3	
10	宝江地区農業集落排水処理施設	183	H5	
11	新小路地区農業集落排水処理施設	187	H8	
12	弥勒寺地区農業集落排水処理施設	404	H15	
13	長谷地区農業集落排水処理施設	263	H25	
14	西野地区農業集落排水処理施設	561	H14	
15	桜岡地区農業集落排水処理施設	181	H4	
16	後小路地区農業集落排水処理施設	370	H6	
17	中津山地区農業集落排水処理施設	386	H9	
18	桜岡第2地区農業集落排水処理施設	155	H11	
19	町吉田地区農業集落排水処理施設	214	H13	
20	善王寺地区農業集落排水処理施設	186	H13	
21	平塚地区農業集落排水処理施設	192	H21	
22	東千貫地区農業集落排水処理施設	25	H20	
23	砥落地区農業集落排水処理施設	25	H21	
24	鵠波浄化センター	256	H14	
25	上谷地地区農業集落排水処理施設	25	H20	
26	新高石地区農業集落排水処理施設	514	H10	
27	畑岡地区農業集落排水処理施設	368	H12	
28	沢田地区農業集落排水処理施設	223	H23	
合 計		12,881		

資料：総務部総務課 公有財産台帳システム

下水道管

下 水 道	事 業	管延長 (m)
	公共下水道事業	294,000
	農業集落排水事業	261,237
	合 計	555,237

資料：地方財政状況調査 下水道会計資料

3 病院施設

建築物

No.	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)	建築年	分類
1	登米市民病院 (本館・南館・地域医療連携センター)	4	19,120	S50	病院施設
2	登米市民病院 (院長住宅)	3	220	S51	
3	登米市民病院 (上舟丁車庫)	1	12	S40	
4	登米市民病院 (大網医師住宅)	2	198	S61	
5	登米市民病院 (医師住宅No.1)	2	116	S57	
6	登米市民病院 (医師住宅No.2)	2	116	S57	
7	登米市民病院 (医師住宅No.3)	2	116	S59	
8	登米市民病院 (医師住宅A棟)	2	122	S60	
9	登米市民病院 (医師住宅B棟)	2	122	S60	
10	登米市民病院 (医師住宅C棟)	2	122	S60	
11	登米市民病院 (医師住宅D棟)	2	122	S60	
12	米谷病院	10	4,883	S59	
13	米谷病院 (宿舎)	2	86	H26	
14	米谷病院 (日面医師住宅)	1	244	H54	
15	豊里病院	8	5,435	H1	
16	豊里病院 (医師住宅)	2	208	H8	
17	豊里病院 (小口前医師住宅)	3	425	H2	
18	登米診療所	2	955	H23	
19	よねやま診療所	20	3,433	S52	
20	上沼診療所	1	180	H26	
21	旧上沼診療所	1	89	不明	
22	津山診療所	1	385	H9	
23	豊里老人保健施設	1	3,629	H12	
合 計		76	40,338		

資料：医療局固定資産管理台帳

(2) 課題

1 上水道

上水道は、水道の安全で安定的な供給を図り、市民生活を支える重要なインフラ資産であります。上水道施設は、浄水場等の建築物 4,251 m²、導水管 4,477m、配水管 1,426,731mです。上水道施設の更新費用の試算については、建築物は建物公共施設（15 号）に準じて算定されていますが、上水道管については、調査年度から 40 年度分の更新費用を試算することとし、管径別の延長にそれぞれの更新単価を乗じて更新費用を算出しています。

更新年数と更新単価(試算条件)

区 分		更新年数	更新単価	
上水道管		40 年	以下のとおり	
導水管		配水管		
管径	単価	管径	単価	
300mm未満	100千円/m	150mm以下	97千円/m	
300～500mm未満	114千円/m	200mm以下	100千円/m	
500～1000mm未満	161千円/m	250mm以下	103千円/m	
1000～1500mm未満	345千円/m	300mm以下	106千円/m	
1500～2000mm未満	742千円/m	350mm以下	111千円/m	
2000mm以上	923千円/m	400mm以下	116千円/m	
		450mm以下	121千円/m	
		550mm以下	128千円/m	
		600mm以下	142千円/m	
		700mm以下	158千円/m	
		800mm以下	178千円/m	
		900mm以下	199千円/m	
		1000mm以下	224千円/m	
		1100mm以下	250千円/m	
		1200mm以下	279千円/m	
		1350mm以下	628千円/m	
		1500mm以下	678千円/m	
		1650mm以下	738千円/m	
		1800mm以下	810千円/m	
		2000mm以下	923千円/m	

上水道については、今後 40 年間の更新費用が 1,421 億円、年平均 36 億円を要するという試算結果になります。過去 5 年間の平均投資額が約 12 億円であり、いかにして計画的な維持管理と更新を行っていくかが課題となります。

【試算結果】 40 年間整備額 1,421 億円 1 年当たり整備額 36 億円

上水道直近 5 力年の投資的経費 (万円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度(2010 年)	60,399	24,621		85,020
平成 23 年度(2011 年)	93,243	29,316	193	122,752
平成 24 年度(2012 年)	115,840	31,407		147,247
平成 25 年度(2013 年)	78,324	54,872	1,101	134,297
平成 26 年度(2014 年)	69,166	47,975	6,498	123,639
平均	83,394	37,638	1,558	122,591

資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

2 下水道

下水道は市民生活を支える重要なインフラ資産であることから、処理施設及び管路等を健全かつ安定的に保つ必要があります。

下水道施設は、処理施設等の建築物 12,881 m²、下水道管 555,237m です。下水道施設の更新費用の試算については、建築物は建物公共施設（15 号）に準じて算定されていますが、下水道管については、総延長を更新年数で割った延長を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じて更新費用を算出しています。

更新年数と更新単価(試算条件)

区 分	更新年数	更新単価
下水道管	50 年	124 千円/m

下水道については、今後 40 年間の更新費用が 583 億円、年平均 15 億円を要するという試算結果になります。過去 5 年間の平均投資額が約 12 億円であり、いかにして計画的な維持管理と更新を行っていくかが課題となります。

【試算結果】 40 年間整備額 583 億円 1 年当たり整備額 15 億円

下水道直近 5 カ年の投資的経費（万円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 22 年度(2010 年)		138,319		138,319
平成 23 年度(2011 年)		78,555		78,555
平成 24 年度(2012 年)		153,183		153,183
平成 25 年度(2013 年)		121,231		121,231
平成 26 年度(2014 年)		108,974		108,974
平均		120,052		120,052

資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

3 病院施設

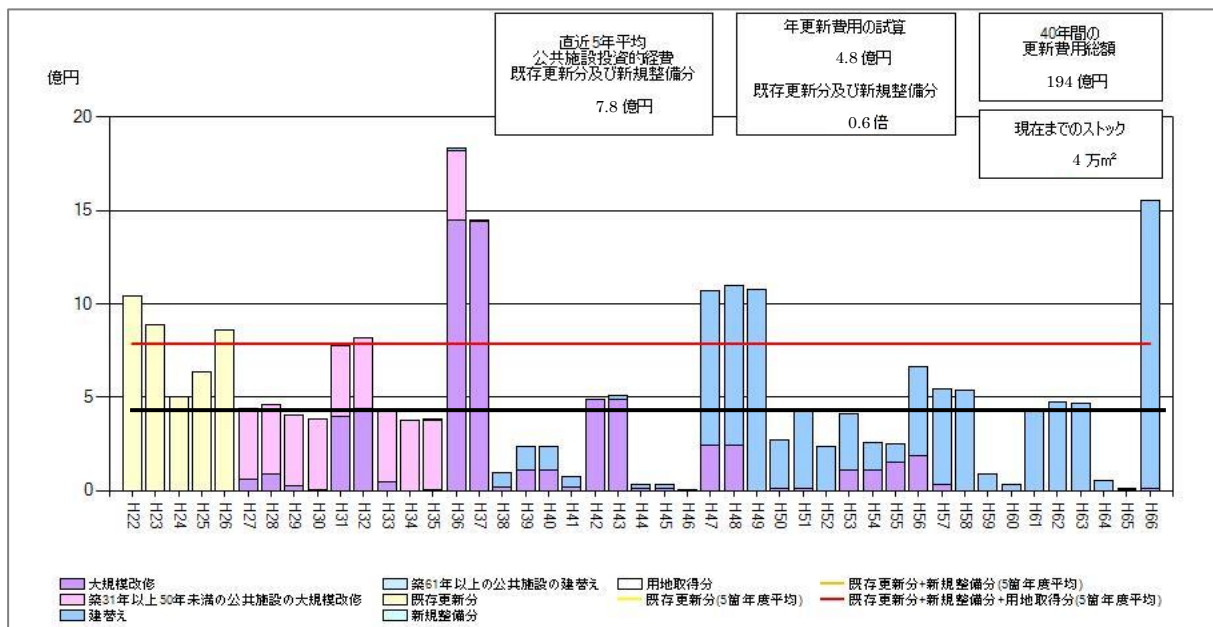
病院施設は、市民が健康的な生活を送るために必要な施設であり、安全・安心で良質な医療の提供に努める必要があります。

病院施設については、今後40年間の更新費用が194億円、年平均4.8億円を要するという試算結果になります。(図3-7)

現状の投資額で対応できる試算結果となりますが、平成28年度から米谷病院整備事業が着工するとともに、他の施設の老朽化の進行により更新費用が増大していくものと見込まれることから、計画的かつ効率的な更新計画の策定が課題となります。

【試算結果】 40年間整備額 194億円 1年当たり整備額 4.8億円

図3-7 病院施設の将来更新費用の推計



病院施設直近5カ年の投資的経費（万円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22年度(2010年)	103,873			103,873
平成23年度(2011年)	60,047	28,677		88,724
平成24年度(2012年)	50,293			50,293
平成25年度(2013年)	21,810	41,962		63,772
平成26年度(2014年)	76,411	9,729		86,140
平均	62,487	16,074		78,561

資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

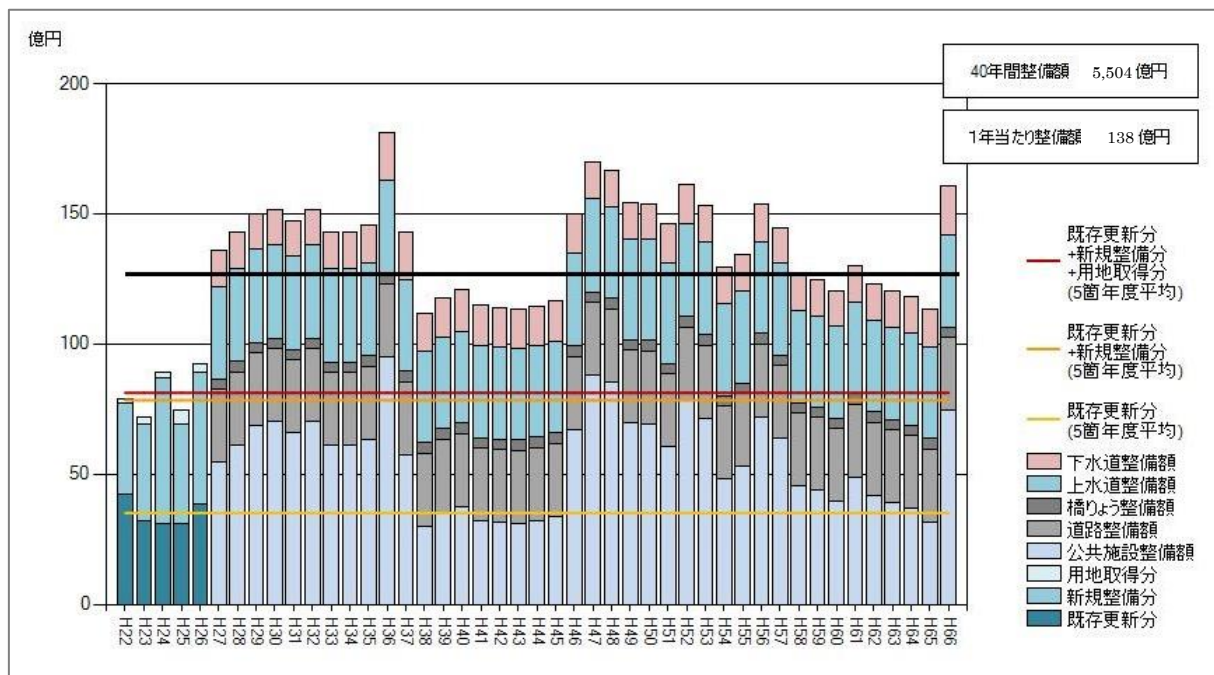
公共施設等の将来の更新費用

総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用し、建物公共施設、土木公共施設(道路、橋りょう)、企業会計施設を現在の規模のまま更新すると仮定した場合における、今後40年間の費用を試算した結果、40年間で必要な更新経費は5,504億円、年平均138億円が必要となる試算結果になっています。(図3-8)

今後の公共施設等整備においては、生産年齢人口の減少に伴う市税などの減少が見込まれており、歳入の増加は期待できない見通しであることから、公共施設を単純に更新していくことは極めて困難な状況のため、公共施設等の長寿命化、多機能・複合化等を推進していく必要があります。

【試算結果】 40年間整備額 5,504 億円 1年当たり整備額 138 億円

図3-8 将来更新費用の推計



資料：「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画期間 平成28年度から平成47年度までの20年間

計画期間は、将来人口や財政見通しなどを基に長期的な視点により、公共施設等のマネジメントを推進していく必要があることから、平成28年度から平成47年度までの20年間とします。

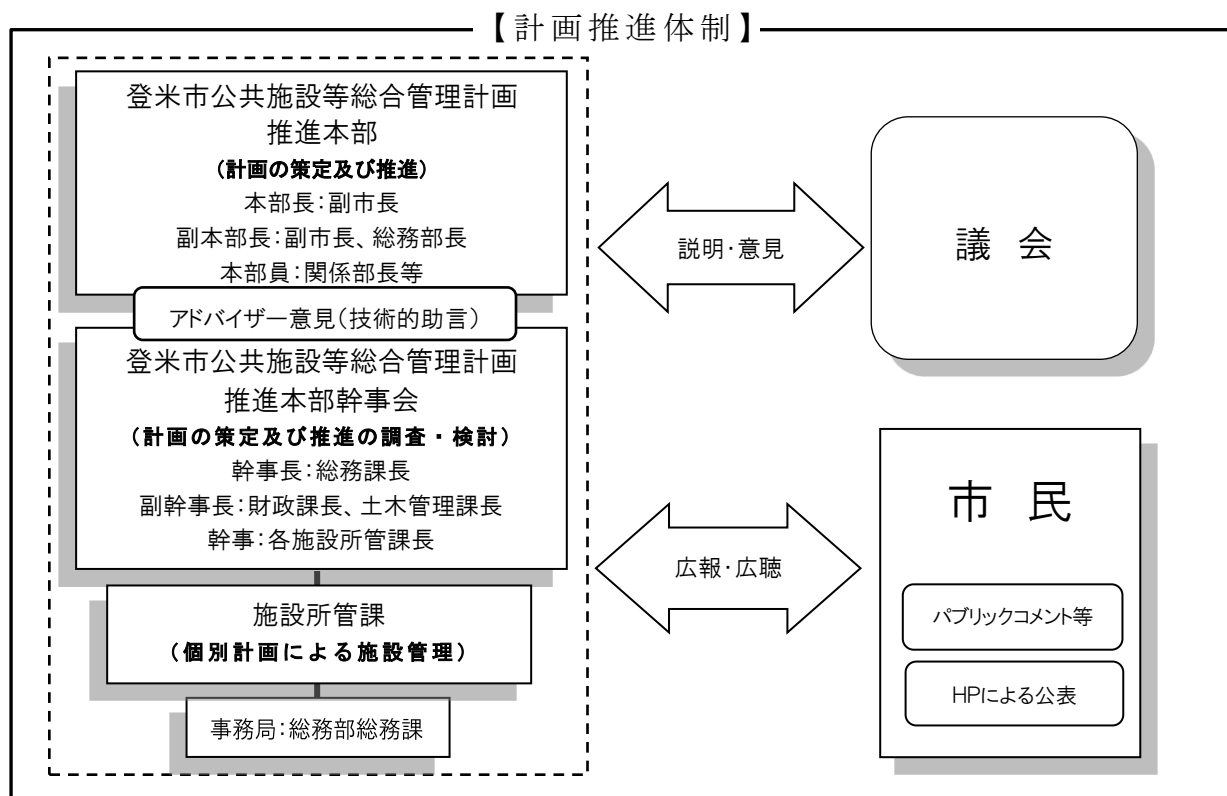
計画策定後は、第二次総合計画との整合性を図り、5年ごとに見直しを行うこととし社会情勢の変化などに柔軟に対応できる体制を構築します。

2 全庁的な取組体制の構築と情報管理・共有方策

登米市公共施設等総合管理計画推進本部を設置し、全庁横断的に情報を共有しながら実効性のある取組として計画を管理・推進します。

本計画を公共施設等の管理に関する基本計画に位置付け、行動計画として個別計画を策定します。

また、公共施設等に関する情報は、固定資産（公有財産）台帳システムを導入し、財産を所管する部署で一元的に管理できる体制とします。



3 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設に対する市民ニーズの変化

登米市の人口は、合併前の昭和60年の99,182人をピークに減少が続き、平成27年の国勢調査速報値では81,989人まで減少しています。今後もこの傾向は続き、平成47年には59,549人まで減少すると推計されており、年少及び生産年齢人口の減少と高齢人口の増加により、少子高齢化が更に進むと見込まれます。

このような状況から、子育て支援施設や学校教育施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されています。このような社会構造全体の変化に対応した施設規模の見直し、既存施設の活用と整備により、変化する市民ニーズに対して適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本市の公共施設の整備状況を築年度別に延床面積で見ると、昭和40年代後半から平成初期にかけて多くの施設が整備されており、その多くが今後30年間に耐用年数を迎えることになります。まさに、これから公共施設の老朽化に直面することから、将来のまちづくりを念頭においた施設の必要性和公共施設の在り方について検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新時期の集中及びインフラ資産の更新

現在、本市が保有する建物公共施設を耐用年数経過後に同じ規模で更新したと仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は約2,025億円で、試算期間における平均費用は年間約51億円となります。特に今後10年間に大規模改修が集中しており、過去5年間における投資的経費以上の費用が毎年必要となります。また、建物公共施設の更新費用の試算結果によると、平成46年から10年間は、一斉に施設の更新時期を向えることから、多額の更新費用が必要となります。加えて、土木公共施設や企業会計施設の建物やインフラ資産についても更新や改修が必要となることから、計画的に施設の更新・改修を行う必要があります。

(4) 合併に伴う類似施設の存在

本市は、平成17年4月の合併により、旧町が整備した多くの施設を引き継いでいます。これらの施設は、合併前の各町において、健康、福祉、文化、スポーツの振興等を目的として、特色あるまちづくりや市民ニーズに応じたサービスを提供するために整備した施設であり、9町が合併したことにより、施設の設置目的やサービス内容が類似する施設が多く存在していることから、公共施設の効果的かつ効率的な配置について検討を行う必要があります。

(5) 公共施設にかけられる財源の確保

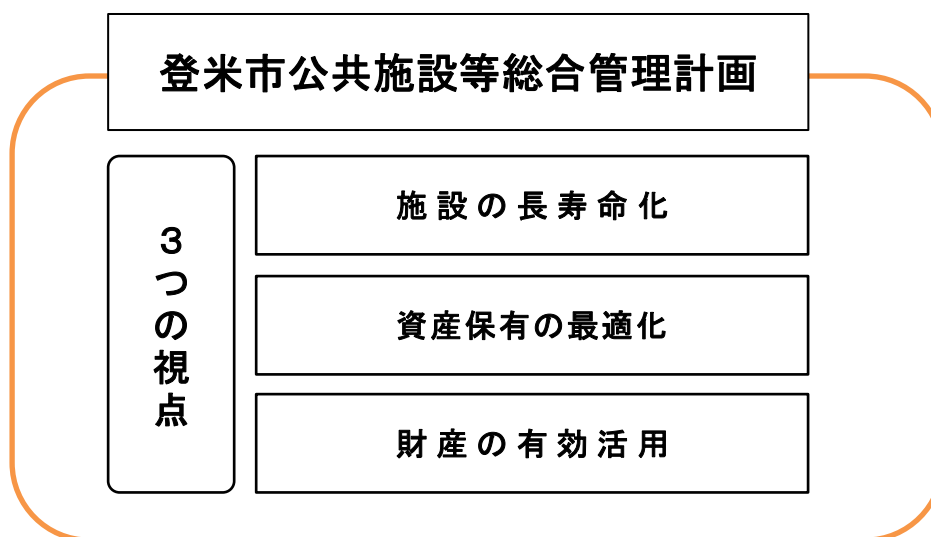
自主財源の柱である市税収入は、生産年齢人口の減少などにより大きな伸びは期待できず、引き続き地方交付税や国・県支出金、地方債などの依存財源に大きく頼った財政運営が見込まれます。さらに、少子高齢化の影響により、扶助費等の社会保障費の増加などが見込まれており、公共施設の更新や改修に支出できる財源にも制限があることを前提に、公共施設の在り方を検討する必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な方針

本市は、各町域に生活圏が形成されており、中心市街地や学校、病院などの公共施設が公共交通で結ばれております。これからのまちづくりは、各生活圏の生活機能を確保し、商業施設等の都市機能の集積を推進しながら、中心市街地と生活圏を効率的な交通網で結ぶことで住環境を向上させるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成が重要となります。

本計画は、単なる整理・合理化計画ではなく、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を促進し、まち(地域)の未来を創っていくための公共施設等の再生・創生を目指し、公共施設等のマネジメントを行うための基本計画と位置付け、次の3つの視点を公共施設等の管理に関する基本方針として、将来の財政負担の軽減・平準化に努め、公共施設の多機能・複合化による施設整備を行い、本市のまちづくりや市民生活を支える公共施設等の最適な配置を推進します。

【計画の基本方針】



< 3つの視点 >

- ◆施設の長寿命化・・・持続的な財産運営を可能にするため、市民生活にとって重要な機能を有する施設・設備の長寿命化に配慮します。
- ◆資産保有の最適化・・・少子高齢化等の進展による変化する多様な市民ニーズに対応し、本市のまちづくりを支える拠点施設の整備を行い、公共施設の多機能・複合化などにより、将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理を行います。
- ◆財産の有効活用・・・地域や市全体の施策推進や課題解決に向け、民間活力の導入など多様な効果が創出されるよう、財産の有効活用を拡大します。

＜管理に関する基本的な考え方＞

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は数多くの部材や設備機器などの材料で構成されており、それぞれの目的と機能を有しています。これらの部材や設備機器は、使用される環境や条件等によっては、耐用年数前に早期劣化や機能低下を引き起こします。このような早期劣化や機能低下の見落としを防ぎ、利用者が安全で安心して利用できる状態を保つため、法定点検のほか日常的な点検や定期的な診断を継続的に行います。また、その点検・診断等の結果や補修・更新履歴等の情報を記録・蓄積することで、計画的な維持管理に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

将来のまちづくりを支える拠点施設の整備を行い、公共施設等の長寿命化と計画的な予防保全型の維持管理を推進します。また、資産保有の最適化を推進するため、多機能・複合化による施設機能を充実させた公共施設等の修繕や更新を検討します。

さらに、施設の整備や維持管理等の運営については、引き続き指定管理者制度による運営のほか、PPP※1/PFI※2などの民間資金の活用等についても積極的に検討を行います。

※1 PPPとは：パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。

※2 PFIとは：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等の利用者が安全に利用できる施設を目指し、点検や診断により危険箇所を発見した場合は、速やかに安全対策を実施します。さらに、危険度の高い施設や経年劣化等により今後も利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から解体や撤去も検討し安全対策に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設等の中には、災害時の防災拠点や避難所となる施設もあることから、施設利用者の安全を確保するとともに、災害時の利用を想定した機能維持が求められます。このことから、「地域防災計画」等に基づき、公共施設としての重要度や利用状況等を踏まえ、構造部分の耐震性は確保されておりますが、更なる施設の安全性の確保について推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

すでに長寿命化計画等が策定されている橋りょうや公営住宅については、本計画に準じて継続的に見直しを行い、新技術や新工法等の活用を検討しながら長寿命化を図ります。

また、長寿命化計画が策定されていない公共施設等については、本計画に準じた予防保全型的手法を取り入れた個別計画の策定に努めます。

(6) 統合や廃止の推進方針

本市では、学校教育施設や子育て支援施設の統廃合計画等の検討が進められており、この検討結果を基に取り組み、その他の公共施設等についても周辺施設の利用状況、施設の老朽度等を総合的に検証し、多機能・複合化による統合や転用、集約化を推進しながら、廃止や除却等の検討を行います。また、施設の統合等に際しては、検討段階から住民や議会に対して十分な情報提供と調整を図り、多角的な視点から方針を決定することとし、適正な公共施設等の配置を図ります。さらに、廃止した施設で今後も利用する見込みがない施設については、積極的に売却や除却等を検討し、財源の確保と維持更新経費の削減に努めます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の適切な管理を推進し、本市が持続的に安全・安心な公共サービスを提供するため、登米市公共施設等総合管理計画推進本部を設置し、各施設所管で管理している公共施設等の情報を集約して一元的な管理に努めます。その基礎情報となる地方公会計と連携可能な固定資産（公有財産）台帳システムを構築し、各施設所管職員との情報共有、相互運用を行います。また、公共施設等を管理する職員一人ひとりの意識の向上を図る研修会等の開催などにより、全庁横断的に実効性のある管理に取り組みます。

5 全体目標

少子高齢化や人口減少の進展により公共施設等の利用需要が変化してくることを踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を計画的に行う公共施設等マネジメントに取り組み、公共施設等の最適な配置と効率的な管理を目指します。

(1) 建物公共施設

■人口の観点

計画の目標年である平成47年（20年後）の本市の人口は6万人を割り込み、59,549人になるとの推計値が公表されており、平成27年度（基準年）81,989人から22,440人減少すると推計されています。人口を基準（現在の一人当たりの床面積6㎡で抑制/減少率27.4%）に床面積を算定すると、保有総延床面積を20年間で134千㎡の縮減が必要と試算されます。

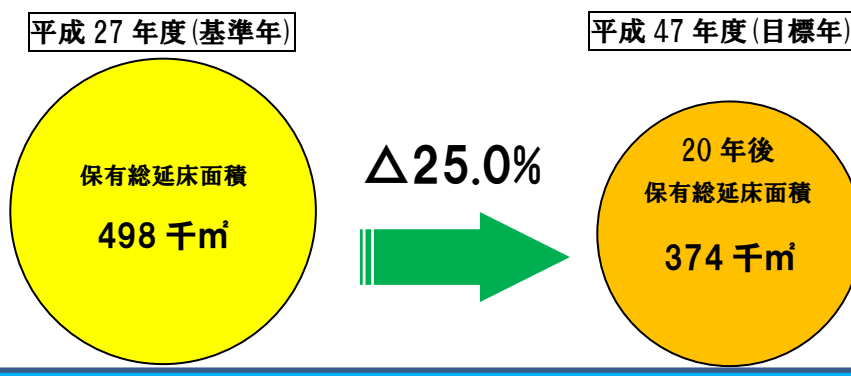
■財政の観点

今後、建替え更新費用や大規模改修費用が増大していくものと見込まれる中、今後40年間に要する公共施設等の建替え更新費用と大規模改修費用を試算すると、総額で2,025億円（年平均で約51億円）となります。直近5年間に支出した投資的経費は年平均で約34億円であり、現投資額の1.5倍の費用が必要となります。財政面から（現在の建物公共施設にかかる投資的経費で抑制/減少率33.3%）床面積を算定すると、保有総延床面積を20年間で164千㎡の縮減が必要と試算されます。

■まちづくりの観点

変化する市民ニーズに対応した施設の統廃合や集約化を計画的に行うとともに、地域の特性を生かしたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を視野に入れながら、本市のまちづくりを支える拠点施設の整備を確実にを行い、民間活力の導入による多様な効果を創出し、市民サービスを維持しながら公共施設の最適化を図る必要があります。

これらの3つの観点の多面的な見方を踏まえ建物公共施設については、これからのまちづくりを支える拠点施設の整備を進めるとともに、公共施設の多機能・複合化を図り、施設機能を維持させながら類似施設の統合・集約化を行い、保有総延床面積を20年間で25%(124千㎡)縮減し374千㎡を目標とします。



(2) 土木公共施設

道路（農道・林道含む）や橋りょうは、市民生活や社会経済活動を支える公共施設として重要な役割を担っており、また、河川や水路、ため池は、洪水防止機能や環境保全機能など多面的機能を持つ公共施設であり、常に良好な状態を維持していく必要があります。

このことから、「登米市道路整備計画」や「橋梁長寿命化修繕計画」等の個別計画に基づき、緊急性や重要度を検証しながら、限られた財源のなかで計画的な整備及び更新、維持管理に努めます。

さらに、日常点検や定期点検を計画的に行い、予防保全型※1の維持管理への転換を図ることで、施設の長寿命化とトータルコストの縮減に努め、現状の維持管理経費の更なる抑制に取り組むこととします。

(3) 企業会計施設

企業会計施設（上水道施設、下水道施設、病院施設）は、市民生活を支える公共施設として重要な役割を担っており、個々の施設を常に良好な状態で維持していくことが必要です。

このことから、ストックマネジメント※2の導入や施設の維持管理に係る個別計画の策定を行うこととし、限られた財源のなかで計画的な整備及び更新、維持管理に努めます。

さらに、定期点検や法定点検を計画的に行い、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化とトータルコストの縮減に努め、健全な経営体制の確立と安定的なサービスの提供を目指し、現状の維持管理経費の更なる抑制に取り組むこととします。

※1 予防保全とは：定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模修繕等に至る前の軽微な段階で補修し、長く使うこと。対処療法的に劣化箇所を捕囚する従来型の事後保全よりコストが節約できる。

※2 ストックマネジメントとは：施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な視点で施設の状態を予測しながら、計画かつ効率的に管理すること。

6 フォローアップの実施方針

(1) 計画の見直し

本計画の実効性を確保し、上位計画である総合計画との整合性を図る観点から5年に1度見直しを行うこととし、社会情勢の変化等にも柔軟に対応していきます。

(2) 計画の点検・評価

本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本方針」に関する進捗状況及び個別計画の進捗状況について、登米市公共施設等総合管理計画推進本部において点検・評価を実施していきます。

(3) 計画の公表

本計画の進捗状況等については、市民に対し公表し市全体で情報の共有を図ります。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 施設類型別基本方針

建物公共施設

【目標設定等】

人口減少社会、インフラ強靱化・更新・縮小時代へ転換する中で、地域の自主性と自立性を高め、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を促進し、これからのまちづくりを支える拠点施設の維持・整備を行います。

あわせて、施設の利用状況や維持管理コストを検証し、多機能・複合化により施設の機能を維持しながら、類似施設の統合・集約化を図ります。また、民間活力の導入により施設の新たな有効活用を図り、市民ニーズの変化に対応した公共施設の在り方について個別計画策定の中で検討を行い、公共施設の最適な配置・管理を行います。

以下、建物公共施設 22 分類の「現状や課題に関する基本認識」、「管理に関する基本的な考え方」について記載しています。

1-1 市民文化施設

1-1-1 集会施設

ア 公民館等

(1) 現状や課題に関する基本認識

公民館やふれあいセンターは小学校区単位に設置し、建築から 30 年以上経過している施設が多く、施設の老朽化が進行しており、今後、維持更新費が増加することが見込まれることから、計画的な修繕が課題となっています。施設の更新（建替）には、公民館等の建設計画が必要となりますが、人口規模や利用者数を踏まえた適正規模とするなどの検討が必要となっています。

また、公民館等の施設は全て指定管理者制度を導入しており、地域コミュニティが管理運営及び社会教育事業を実施しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

安全・安心な施設サービスの提供を目指し、計画的な修繕により機能維持を図ることを基本として、施設利用者の安全確保を図りながら施設の管理運営に努めます。

また、公民館等を管理する地域コミュニティ団体に対する支援体制を充実させます。

イ 集会施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

集会施設については、市民主体の有効な利用を目的とした管理運営や公平性確保の観点から、「集会施設適正化推進計画」に基づき、貸付や譲与を進めてきました。

譲与対象施設については、集会施設の所管部署と連絡会議を開催するとともに、譲与の受け手となる自治組織等に対して説明会を開催し、集会施設の譲与手続の調整を行っており、平成 27 年度までに、譲与（42）、解体（9）、目的替（3）、貸付（13）、指定管理（5）、直営管理（4）となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

市民主体の有効な利用を目的とした管理運営や公平性確保の観点から、「集会施設適正化推進計画」に基づき集会施設の譲与等を推進します。

1-1-2 文化施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

文化施設は、登米祝祭劇場と伝統芸能伝承館ですが、どちらも平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

市民の認知度も定着しており、各種文化活動、芸術祭典などに幅広く活用されており、ここ数年多くの方が利用しています。どちらの施設も建築から20年が経過しており、修繕や更新に多額の経費を要しますが、計画的な保全管理により、利用者の安全確保を図っていくことが課題となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

専門的な設備を備えた文化芸術施設であり、芸術文化の振興と市民の文化的生活の向上を図るため、施設の機能を有効に活用し、指定管理者制度による効率的な施設の管理運営を継続します。

1-2 社会教育施設

1-2-3 博物館等

(1) 現状や課題に関する基本認識

博物館等の施設には、国や県などの有形文化財の指定を受けている施設もあり、観光拠点施設として活用されています。

老朽化により施設の更新を進めている施設もありますが、類似施設との集約化により機能分担を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

文化財指定施設については、有形文化財として後世に残すため、計画的な修繕を行うとともに、指定管理者制度を継続した更なるサービスの向上に努めます。

また、機能が類似している施設については機能分担を明確にし、それぞれの機能に応じた管理運営を行います。施設の老朽化が著しい施設については、施設の設置目的や利用状況を勘案し、施設の在り方について検討します。

1-2-4 図書館

(1) 現状や課題に関する基本認識

図書館の蔵書数は10万冊程度であり、日本図書館協会が示す公立図書館の数値基準を満たしておらず、施設の規模や設備が脆弱であることから、利用者に十分なサービスが提供できていない状況になっています。

このことから、図書館サービスとして規模や機能の充実を図るため、早期の図書館整備が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

図書館に関しては、施設の規模や設備が脆弱であり老朽化が進んでいることから、施設の統廃合を含め、図書館が設置されていない町域も含めた全市的な図書館サービスが提供できる体制の構築を検討します。

1-3 スポーツ・レクリエーション施設

1-3-5 スポーツ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

体育館、武道場、総合運動公園、プールなどの施設があり、多くの種目に対応できるスポーツ施設が整っていますが、全体的に老朽化が進んでいます。

また、市民ニーズの変化に対応した新たなスポーツ施設の整備を含めた最適な施設配置などの施設整備について検討が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

生涯学習や健康増進等の拠点となるスポーツ施設の適正な配置と効率的な管理運営が求められることから、個々のスポーツ施設の在り方について検討を行います。

安全安心な施設サービスの提供を目指し、計画的な修繕により機能維持を図ることを基本に、施設利用者の安全確保を図りながら施設の管理運営に努めます。

「生涯スポーツ」「健康づくり」「観光」の面で、多角的な効果が期待できるスポーツ施設や市民の体力向上、運動機会の拡大が図られるスポーツ施設の新たな整備・検討を進めます。

1-3-6 レクリエーション・観光施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

レクリエーション施設・観光施設は、合併前の旧町が地域活性化や農林業の振興を図る目的により整備されており、市外の利用者も多く利用する施設となっていますが、施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕・改修が必要となっています。

さらに、利用者数が少なくコスト高となっている施設もあることから、管理運営について検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

地域産業の振興と観光振興を推進するためにまちづくりの拠点施設として必要な施設であることから計画的な修繕・改修に努め、利用状況や維持管理コストを勘案しながら施設の在り方について検討します。

1-4 産業施設

1-4-7 産業施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

産業施設は、農産物の直売所や加工所、家畜排せつ物処理施設など比較的新しい施設が多い反面、付帯設備の使用頻度が高いことや使用環境などから、頻繁に修繕が必要となっています。

指定管理者制度を導入している「農産物直売所」などは、販売・利用実績とも良好に推移していますが、施設の老朽化に伴う集客力の低下が懸念されます。

また、有機センターについては、畜産公害の未然の防止と資源循環型農業の推進を目的に市内に6施設設置していますが、設備の故障による修繕の増加や利用率の低下が課題となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

農産物の直売所及び加工所については、今後も計画的な保全管理に努め、施設の機能維持を図るとともに、今後の販売額及び利用率の向上と施設の有効活用を図る観点から、施設の譲渡を検討します。

その他の産業施設については、老朽化が進んでいる施設もあることから、利用団体の意向を確認しながら、施設の在り方について検討を行います。

有機センターについては、堆肥を製造する設備が耐用年数を経過し、各部品等の腐食・劣化が進んでいることから、計画的な修繕と定期点検により、施設及び設備の機能維持を図るとともに、各施設利用組合の意向も確認しながら、施設の在り方について検討を行います。

1-5 学校教育施設

1-5-8 学校

(1) 現状や課題に関する基本認識

学校は、市内に小学校22校、中学校10校設置していますが、少子化による児童生徒数の減少と、施設の老朽化が課題となっています。

すべての児童生徒に質の高い教育を行うために学校規模を適正化し、小規模校が抱える学校規模に起因する様々な教育課題を解決するとともに、全ての学校が高い教育効果を発揮できるように施設整備を進める必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

「登米市立小中学校再編基本方針」に基づき、再編対象となる学校の保護者、地域住民の理解を得ながら学校再編を推進します。

学校は、地域のシンボルであり中核的な施設であることから、地域とのコミュニティ活動の拠点施設としての機能と避難所機能を強化した防災拠点として整備を進めます。

1-5-9 その他教育施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

仙台学寮は建築から35年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり、近年は定員割れが続いているほか、入寮後、中途退寮するケースが散見される状況にあります。一方、学寮の前には「登米市物産直売所」が併設され、本市の新鮮な野菜や特産品を求めて、連日大勢の買い物客でにぎわうスペースとなっていることから、今後の学寮の在り方について検討する必要があります。

また、学校給食センターは、「登米市学校給食センター再配置計画」に基づき、市内5施設に整理するとともに、4施設においては、調理業務を専門業者に委託して運営しています。

西部学校給食センター以外の給食センターの設備が、設置後15年～20年経過しており、故障や不具合が多くなってきていることから、学校再編等と整合性を図りながら計画的な整備が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

仙台学寮については、民間アパートなどが林立する仙台市内で、修繕・改修を重ねながら存続させるよりも、人気の高い直売所の駐車場用地などへの転用や、東北最大の消費地における登米市のアンテナショップなど施設の活用方法について検討します。

また、学校給食センターは、計画的な改修、更新により施設・設備の機能維持を図るとともに、調理業務を委託していない1施設について、今後、職員の退職により順次、調理士が減少していくことに加え、安全性と効率性を確保する観点から、専門業者への調理業務の委託を検討します。

なお、学校再編等に併せ、学校給食センターの在り方を再検証していく必要があります。

1-6 子育て支援施設

1-6-10 幼稚園・保育所

(1) 現状や課題に関する基本認識

幼稚園は14施設ですが、全て定員に満たない状況であり、規模の縮小や統廃合が必要となっています。

また、保育所は8施設ですが、ほとんどの保育所で定員を超えた入所希望があり、入所待ちの状況が続いていることから、民間保育所の規模拡大及び増築等の要望を考慮しながら対応していくことが必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

幼稚園、保育所については、多くの施設で老朽化が進んでおり、安全・安心な教育・保育環境を整備していくため、建替えを検討しながら適宜、改築・修繕が必要となっています。

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に策定した「登米市子ども・子育て支援事業計画」において、「認定こども園」の設置を推進することとしています。

また、「登米市市立幼稚園・保育所再編方針」及び「登米市認定こども園等の運営主体に係る指針」を平成27年12月に定めており、公立幼稚園・保育所の在り方と運営の基本的な方向性を示しています。

さらに、この「方針」及び「指針」に基づき、民間事業者の経営に影響を及ぼさないよう配慮しながら、民営化の可能な地域では民設民営による設置を推進し、サービスの質や行政責任の確保等を検証しながら、公立幼稚園・保育所の統廃合と併せた認定こども園の設置・運営に民間活力の導入を図り、民営化を推進します。

1-6-1-1 幼児・児童施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

児童館4施設では、自由来館のほか放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を実施しており、児童活動センター2施設においては、放課後児童クラブを実施しています。

児童館、児童活動センターとも、放課後児童クラブ利用児童の増加に伴い手狭となっており、待機児童を抱える放課後児童クラブや施設の老朽化が進んでいる児童館もあるため、今後の利用状況を見据えた施設の修繕や増改築が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に策定した「登米市子ども・子育て支援事業計画」の基本方針に定める、「地域みんなで支える子育て家族」の具体的事業である放課後児童クラブの今後の方向性により、児童館で放課後児童クラブを実施している地域では、必要に応じて児童館の増改築を実施します。

また、放課後児童クラブ等の事業委託と併せ、児童館等の指定管理者制度導入を検討します。

1-7 保健・福祉施設

1-7-1 2 高齢福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

高齢福祉施設のうちデイサービスセンターについては、介護保険制度の成立から期間も経過したことから、福祉事業者へ譲与、貸付を行い民間活力の導入を図ってまいりました。

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場である老人福祉センターについては、施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕と改修により施設の機能維持を図る必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

高齢福祉施設は、高齢化の進行に伴い、今後も需要の増加が見込まれることから、計画的な点検や修繕、改修等を行い、施設の機能維持を図ります。

また、高齢福祉施設のうち集会施設として利用されている施設については、「集会施設適正化推進計画」に基づき、地域への譲与を進めるとともに、施設の利用状況などを検証し施設の在り方について検討します。

1-7-1 3 障害福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

障害福祉施設として5施設設置しており、うち2施設で指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。全ての施設において老朽化が進んでおり、修繕、改修等の経費が増加傾向にあります。

地域活動支援センター3施設については、直営による管理運営を行っておりますが、運営の効率化を図るため、管理委託等の導入を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

現在ある必要な機能の維持を図りながら、指定管理者制度の導入や施設の民間移譲など障害福祉施設としての在り方を検討します。

1-7-1 4 児童福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

児童福祉施設1施設を設置し、指定管理者制度を導入して管理運営を行っておりますが、建物は建築から28年が経過し老朽化が進んでいることから、計画的な修繕・改修が必要になっていきます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

「障害者福祉計画」に基づき児童福祉支援拠点施設として、計画的な点検や修繕、改修を行い施設の機能維持を図ります。

1-7-15 保健施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

保健センターは、7施設設置していますが、施設の老朽化に伴い修繕経費が年々増加傾向にあります。

施設利用状況については、各種健診（検診）や、保健指導などを実施している施設は5施設、残りの2施設については、食生活改善推進員の活動や障害者活動支援センターとして利用されており、既に保健センターとしての機能を有していない施設もあります。

施設の維持管理については、計画的に修繕を行っているものの修繕経費が増加傾向にあります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

保健センターには、常時職員が配置されておらず、健診（検診）等の会場として活用されていることから、保健等の機能を維持しながら、市民の健康増進の拠点施設としての在り方について検討します。

1-8 行政施設

1-8-16 庁舎

(1) 現状や課題に関する基本認識

行政庁舎は、分庁舎方式により迫、中田、南方の3庁舎、総合支所は、本庁舎に併設された迫総合支所、中田総合支所、南方総合支所のほか9町域に設置しています。

迫庁舎は昭和50年に建築され、本庁機能を持つ庁舎では建築が最も古い庁舎となっています。平成21年に耐震工事が完了し、先の東日本大震災においても躯体には大きな損傷等は無かったものの、空調設備や配管等の劣化が著しい状況となっており、現状の様々な課題を解決するため建替えの検討が必要となっています。

総合支所は、合併前の旧町域単位に設置していますが、現在検討が進められている総合支所の在り方に関する検討や新庁舎建設に関する検討結果などを踏まえ、地域の拠点施設として行政庁舎の在り方について検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

本庁舎と総合支所は、行政サービスの中核施設であり、まちづくりや災害時の防災拠点として位置付けされていることから、耐震性や安全性を確保することが必要となっています。

法令で定められた定期点検や設備等の保守点検のほか、予防保全型の維持管理を行い、時代の変化に対応した効率的な行政サービスを提供できる機能を持つ本庁舎・総合支所の在り方について検討を進めます。

1-8-17 消防施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

消防施設は、消防庁が示す「消防力の整備指針」の基準に基づき整備を図ってきました。

消防庁舎は、1 消防本部、1 消防署、5 出張所を設置しており、消防本部、消防署庁舎は平成 19 年度に新築、出張所は平成 21 年度から平成 27 年度まで整備を進めてきました。

消防団ポンプ置場は、市内に 191 施設設置しており、平成 22 年度からは、手引きポンプを機動性のある可搬消防ポンプ付き軽積載車（デッキバン）へ更新する事業と合わせて、18 棟のポンプ置場を新築整備してきましたが、建築から 20 年以上経過している施設も多くあることから、計画的な修繕や更新が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

消防施設は、市民の安全に不可欠な施設であり、防災拠点施設としての機能と消防力の維持・強化を図る必要があることから、計画的な点検や改修等を行い、老朽化対策を進め維持管理に努めます。また、老朽化により建替えが必要となった建物については、消防力の維持・強化を図りながら計画的に整備を進めます。

1-8-18 その他行政施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

水防センターは、迫川流域の水害対応拠点施設として平成 27 年度に建築されました。

水防倉庫は、災害時に資機材を素早く調達し、迅速な対応ができるよう市内各所に設置されていますがほとんどの施設で老朽化が進んでおり、計画的な改修、更新が必要になっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

水防センター及び水防倉庫については、災害対応機能を長期的に維持するため定期的な保守点検を実施するとともに、計画的な保全管理に努めライフサイクルコスト※の削減を図ります。

※ライフサイクルコストとは：施設・設備の企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程で必要な経費の合計額をいう。

1-9 公営住宅

1-9-19 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

市営住宅等は、約 4 割が昭和 45 年以前に供給され、市民の安定的な住生活の実現に寄与してきましたが、既に耐用年数を経過した住宅団地が約 3 割になっています。

今後も施設の老朽化が進行する中、適切な管理と計画的な修繕を行い、居住性の向上や安全性を確保する必要があります。

また、建替え等の更新に当たっては、効率的な住宅の供給と維持管理費の低減を進めるため、整備並びに管理の手法等について検討が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

市営住宅等の既存ストックについては、「登米市公営住宅等長寿命化計画」の活用判定に基づき、計画的な修繕と改善事業の実施により、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図ります。

建替え等による更新については、人口が減少傾向にある中、世帯の少人数化等から世帯数が増加傾向にあることから、「第二次登米市総合計画」の将来人口や「登米市住宅マスタープラン」を踏まえ、市営住宅等の集約化を検討し「登米市都市計画マスタープラン」の土地利用方針等と整合性を図りながら市営住宅の整備を進めます。

1-10 公園

1-10-20 公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

都市公園は、29箇所設置していますが、うち21箇所が都市計画決定されています。

都市公園については、「都市計画マスタープラン」等の上位計画に基づいた土地利用等の現状を勘案し配置・整備されるとともに、設置目的に応じて種別や標準的な規模が定められているなど、位置や区域、面積等の変更・見直しを行う場合、関連する計画との整合や将来の都市像を踏まえ、全体の配置計画の検討を行った上で、その必要性を明らかにし実施する必要があります。

観光公園施設は、登米市公園条例により30箇所の観光公園を指定していますが、比較的規模が大きく多くの利用者（観光客）が訪れる公園と、規模が小さくもっぱら地域住民が利用する公園に分けられます。特に比較的規模が大きい公園については、施設設備が充実していることに加え、老朽化により維持管理経費が大きくなっています。一方、規模の小さい公園については、建物等の施設が少ないことから維持管理費は低く抑えられています。

観光公園施設の多くは、直営管理で行われていて、指定管理者制度を導入しているのは2公園となっています。

農村公園は、農村集落の交流促進及び自然愛護思想の向上に資することを目的に、51公園が整備されています。

これらの施設については、地域の住民等が日々利用する施設であり、除草やごみ拾い等の日常管理を地域の住民が行っている場合もあります。

また、公園内に設置されている遊具施設等の点検や老朽化したものの修繕等については、計画的かつ効果的な対策を講じています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

都市公園は、自然的環境の中で不特定多数の住民が利用する休息、レクリエーションなど日常的な利用以外に、災害時の避難等の用に供するなど多様な機能を担っており、維持管理については、現在実施している委託及び指定管理による管理を基本としながら、地域との密着した施設であることを踏まえ、地域住民との協働による維持管理を検討する必要があります。

また、「登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づいた施設のバリアフリー調査を平成26・27年にかけて実施しており、調査結果を踏まえた改修計画を策定し、整備・改修を進めるとともに、公園利用者の安全・安心を確保するため、施設の改修等を計画的に進めます。

観光公園施設は、観光・交流の場を提供する施設であることから、今後も存続していく施設として、利用者への安全性や利便性の向上を図るため維持管理を行っていきませんが、公園施設には、利用率が低い公園・施設もあることから、施設の在り方を検討していきます。

農村公園の適切な維持管理、遊具施設の修繕等を行っていくため、定期的な点検を実施しながら最も効率的かつ効果的な管理方法等を地元住民と協議し対応を行います。

1-1-1 供給処理施設

1-1-1-2 1 供給処理施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

クリーンセンターは、建設から27年が経過し施設本体や機器機材の老朽化が進み、維持管理が困難となってきたことから、新クリーンセンター建設事業を現在推進しており、平成31年度には新施設の運転稼働を開始する予定になっています。

衛生センターは、建設から5年が経過し、施設本体や機器機材の消耗部品や耐用期間を超える設備等の発生が見込まれることから、定期的な点検、修繕を行う必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

クリーンセンターは、老朽化により修繕費が大幅に増加していることから、4R運動等の政策をさらに推進してごみの減量化を図り、計画的な修繕、改修による機能維持に努めます。

衛生センターについては、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化を図ります。

1-12 その他

1-12-22 その他

(1) 現状や課題に関する基本認識

斎場は平成20年度に完成し、現在、指定管理者制度を導入しており、年間約1,100件の利用があります。建設後7年が経過し、設備の耐用年数や使用件数に応じて、計画的な修繕を行いながら、適切な維持管理に努めています。

旧学校施設は、学校教育施設としての用途を終えた施設であり、行政文書や民具・農具の保管場所、地域の集会施設等に活用されていますが、施設・設備の老朽化が進んでおり、修繕経費が増加傾向にあります。

揚排水機場は、27施設を管理していますが、約3割が建設から30年が経過しており、施設・設備の老朽化対策が課題となっています。

貸付建物等は、民間事業者や地域の集会施設等として貸し付けしている施設等ですが、老朽化が進んでいる施設もあることから、施設の安全性の確保が課題となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

斎場は地域社会にとって必要不可欠な施設であり、市内唯一の施設であることから、今後も存続していく施設として、利用者の利便性等を考慮し予防保全型の維持管理に努めます。

旧学校施設については、計画的な修繕、改修による機能維持に努めるとともに、地域住民の意向等を踏まえながら、今後の活用方法について検討を行います。

揚排水機場は、水田への農業用水を供給する利水機能や農地の湛水被害及び周辺地域の水害対策としての治水機能を持つ重要な施設であることから、計画的な修繕と改修を実施し長寿命化に努めます。

貸付建物等は、施設使用者や地域住民の意向を踏まえながら、今後の施設の在り方について検討を行います。また、老朽化が著しく、安全性が確保できない施設については、施設の解体や撤去について検討を行います。

土木公共施設

【目標設定等】

道路や橋りょうなどのインフラ資産は、市民生活や社会経済活動の基盤施設を構成する公共財産として施設を良好に維持管理していくことが求められます。日常的な点検や定期的な診断に基づく修繕サイクルにより計画的な整備を行い、インフラ資産の長寿命化を図ります。

また、トータルコストの抑制に向け予防保全型の維持管理手法の導入などについて個別計画策定の中で検討を行い、インフラ資産の最適な管理を行います。

以下、土木公共施設8分類ごとの「現状や課題に関する基本認識」、「管理に関する基本的な考え方」について記載しています。(ただし、トンネルについては、他の用途に使用しているため対象外とします)

2-1-3 道路

2-1-3-2-3 道路、2-4 農道、2-5 林道

(1) 現状や課題に関する基本認識

道路、農道、林道は、市民生活や社会経済活動を支える社会基盤として、重要な役割を担っており、常に良好な状態に保つため、道路パトロールなどにより異常や損傷を把握し、通行の安全を図るため維持補修を行っています。

今後、舗装盤等の老朽化に伴い補修費の増加や補修時期の集中が予測される中で、計画的な維持補修による施設の長寿命化、維持補修経費の削減など維持管理の在り方について検討が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

市道の維持管理については、平成26年度から実施している路面性状調査により補修の管理水準を設定し、計画的に予防保全型の管理に取り組み、補修費の平準化とトータルコストの縮減を図りながら、安全・安心な通行を確保します。

また、道路には道路本体の他に標識や道路照明灯などの附属施設が存在しており、これらの施設も老朽化が進行して行くことから、継続した点検修繕サイクルを構築し長寿命化を図ります。

2-1-3-2-6 橋りょう、2-7 トンネル(他の用途に使用しているため対象外)

(1) 現状や課題に関する基本認識

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検と維持管理による安全性の確保、維持管理コストの縮減が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

維持管理に当たっては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、各橋りょうの重要性や損傷状況に応じて計画的な修繕を行います。

また、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行う定期点検により、従来 of 事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理による橋りょうの長寿命化、及び維持管理コストの縮減を図るとともに、橋りょうの安全性を確保します。

2-14 河川

2-14-28 河川

(1) 現状や課題に関する基本認識

河川は、永久構造物であり、劣化や疲労等の経年的な損傷や降雨や地震等の災害が起因する損傷によって健全性が損なわれる恐れがあることから、パトロールや点検等によりその状態を把握する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

河川の特성에応じて、適切な時期に必要な点検を実施するとともに、予防保全型の維持管理による長寿命化と維持管理コストの縮減を図り、治水安全性を確保します。

2-15 水路

2-15-29 水路

(1) 現状や課題に関する基本認識

用排水路は、食料生産を支える重要なインフラ施設であり、地域の防災・減災といった公益的な役割も果たしていることから、これらの機能を安定的に維持する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

日常点検や災害時のパトロールにより、安全施設を含めた老朽箇所や異常箇所の発見に努め、予防保全型の維持管理による長寿命化と維持管理コストの縮減を図りながら、常にその機能が発揮できる状態を維持します。

2-16 ため池

2-16-30 ため池

(1) 現状や課題に関する基本認識

ため池は、農業水利としての役割だけでなく、洪水防止や防火用水としての地域防災機能や生物の生育場所としての生態系保全機能など多面的な機能を持っており、貯水や取水機能を維持しながら決壊等の災害を未然に防止する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

ため池の貯水・取水機能を維持するとともに、老朽箇所や異常箇所の発見に努め、予防保全型の維持管理による長寿命化と維持管理コストの縮減を図りながら、常にその機能が発揮できる状態を維持します。

また、すでにため池としての機能を有していない施設については、地域住民の意向や将来的な活用方法などを勘案しながら、売却等について検討を行います。

企業会計施設

【目標設定等】

市民生活に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っている公営企業会計は、経営判断に必要な資産状況の把握を正確に行う必要があります。経営的な視点から計画的に点検・診断によりメンテナンスサイクルを構築し、計画的な整備を行い施設等の長寿命化を図ります。

また、トータルコストの抑制に向けてストックマネジメント等を取り入れた管理手法の導入などについて個別計画策定の中で検討を行い、施設等の最適な管理を行います。

以下、企業会計施設3分類ごとの「現状や課題に関する基本認識」、「管理に関する基本的な考え方」について記載しています。

3-17 上水道施設

3-17-31 上水道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

安全・安心な水道水を将来にわたり安定して供給するため、現状の課題を明らかにし、今後の水道事業が目指すべき姿や具体的な施策を示すものとして「登米市地域水道ビジョン」を平成26年度に策定し、アセットマネジメント※の手法を導入し老朽した施設、設備、管路等の計画的な更新に取り組んでいます。さらに、施設の耐震化や再構築・再配置、財源の確保を含めた施設更新計画を策定することとしています。

※アセットマネジメントとは：資産（アセット）を管理・運用（マネジメント）するという意味。公共施設においては、施設・設備を資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行う手法。

(2) 管理に関する基本的な考え方

安定した水道水の供給を図るため、配水池や送水管の整備、機能強化対策を継続して行うとともに、現在、策定を進めている施設更新計画に従い、老朽施設の更新、維持管理を行います。

3-18 下水道施設

3-18-32 下水道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

本市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併浄化槽整備事業の3事業により整備を実施しています。このうち、公共下水道事業は5処理区を整備中で、今後10年程度で完成を見込んでおり、農業集落排水事業は26処理区のうち25処理区が完成し、残る1処理区は、平成29年度での完成を目指しています。その他の地区は、合併浄化槽整備事業により生活排水の処理を行っています。

下水道施設は、膨大な延長の管渠施設、終末処理場等の維持管理、修繕を行っていますが、今後、人口減少や施設の老朽化、厳しい財政状況が見込まれることから、より効率的な施設整備と管理運営を図る必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

下水道整備は、市民生活に欠かせない重要なインフラ整備の一つであることから、今後も早期の完成を目指し計画的に整備を進めます。一方、より効率的で持続可能な污水处理施設の管理運営を実現していく必要があることから、適正な施設の維持管理を継続するとともに、ストックマネジメントの手法を導入し、施設の健全度や重要度を考慮した効果的な維持修繕・改築を行い、安定的な機能確保とトータルコストの縮減に努めます。

また、経営基盤の強化と財政管理の向上を図るため、地方公営企業法の適用を目指します。

3-19 病院施設

3-19-33 病院施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

地域の自治体病院として、安定した医療を提供するとともに、将来の医療需要の変化や多様化に対応するため、総合診療医の育成拠点として登米市民病院に東北医科薬科大学サテライトセンターの整備が進められ、また、東北大学との連携強化に向けた取組が求められています。

さらには、登米市民病院における二次救急体制の強化と平日夜間・休日の受入体制の充実、2次医療圏（石巻・登米・気仙沼）内と他の医療圏との連携と役割・機能分担、夜間救急体制の充実、透析医療や周産期医療及び災害時に対応する機能強化、地域医療構想を踏まえた役割の明確化など多岐にわたる取組が求められています。

また、施設・設備に関しては、耐震補強工事や設備機器等の更新を計画的に実施していますが、地域医療構想を踏まえた施設整備と老朽化対策が課題となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

施設については、法令等に基づく定期点検及び委託による設備等の保守点検に基づき、点検・診断・更新等のメンテナンスサイクルの取組を通じて、逐次、劣化・損傷の状況を把握するとともに、施設全体について実施時期やコスト縮減の可能性、長寿命化の効果などの必要な項目を明らかにしながら一元的に管理が可能となるように各部署間での情報共有を図ります。

また、登米市立病院改革プラン（第3次改革プラン）に基づき、病院機能の充実に図り、経営改善に関する計画と連動させながら、予防保全型維持管理の考え方を前提とした施設管理計画を策定します。

将来にわたり住み続けたい

住んでみたいまちの未来を創る

公共施設の再生・創生を目指して!!